

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月19日

【事業年度】 第35期(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社夢真ホールディングス

【英訳名】 YUMESHIN HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 佐藤真吾

【本店の所在の場所】 東京都文京区大塚三丁目11番6号

【電話番号】 03(5981)0670

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 佐藤大央

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区大塚三丁目11番6号

【電話番号】 03(5981)0670

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 佐藤大央

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	平成21年 9月	平成22年 9月	平成23年 9月	平成24年 9月	平成25年 9月
売上高 (千円)		4,861,745	6,816,914	10,982,087	12,537,592
経常利益 (千円)		552,095	451,292	1,295,916	1,771,141
当期純利益 (千円)		430,889	102,235	738,689	1,388,540
包括利益 (千円)			119,440	738,744	1,465,199
純資産額 (千円)		1,956,243	1,757,243	2,335,685	5,378,043
総資産額 (千円)		5,082,098	6,629,650	7,669,831	9,915,557
1株当たり純資産額 (円)		31.25	26.60	35.85	79.26
1株当たり当期純利益金額 (円)		6.71	1.71	12.62	22.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					22.18
自己資本比率 (%)		38.5	23.5	27.4	50.4
自己資本利益率 (%)		22.0	5.8	40.4	39.1
株価収益率 (倍)		13.4	64.3	19.6	29.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)		557,866	528,025	1,064,351	793,647
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)		497,889	409,117	202,325	180,596
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)		177,706	3,732	151,808	595,723
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)		1,341,573	1,534,745	2,649,368	4,221,558
従業員数 (名)		1,000	1,883	2,100	2,705

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第32期及び第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であります。パート職員については全社員の10%以下であり、その重要性が低いため記載を省略しております。
5. 第31期については連結財務諸表を作成していないため、第31期に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	平成21年 9月	平成22年 9月	平成23年 9月	平成24年 9月	平成25年 9月
売上高 (千円)	5,482,581	4,849,981	5,459,434	6,472,148	8,163,231
経常利益 (千円)	807,231	644,703	535,783	1,089,634	1,698,983
当期純利益 (千円)	678,997	505,817	244,027	645,811	1,378,734
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	805,147	805,147	805,147	805,147	805,147
発行済株式総数 (株)	74,573,440	74,573,440	74,573,440	74,573,440	74,573,440
純資産額 (千円)	2,161,450	2,029,371	1,780,292	2,266,857	5,162,570
総資産額 (千円)	4,901,821	5,127,130	6,128,505	6,424,088	8,489,840
1株当たり純資産額 (円)	32.30	32.42	30.34	38.60	81.80
1株当たり配当額 (円)	3.0	2.0	2.0	4.0	20.0
(内、1株当たり 中間配当額) (円)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.5)	(3.0)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	9.87	7.87	4.07	11.03	22.55
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)					22.02
自己資本比率 (%)	44.1	39.6	29.0	35.2	60.7
自己資本利益率 (%)	33.3	24.1	12.8	32.0	37.2
株価収益率 (倍)	8.7	11.4	27.0	22.4	29.9
配当性向 (%)	30.4	25.4	49.1	36.3	88.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	941,326				
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	82,483				
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,237,451				
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,461,059				
従業員数 (名)	928	982	1,011	1,225	1,838

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第31期、第32期及び第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であります。パート職員については全社員の10%以下であり、その重要性が低いため記載を省略しております。
5. 第32期、第33期、第34期及び第35期は連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高については記載しておりません。
6. 第31期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、昭和45年5月に現代表取締役会長兼社長佐藤真吾が建築設計事務所を個人創業したことを始まりとしております。その後、(有)佐藤建築設計事務所を経て、事業規模の拡大のため平成2年10月1日に有限会社から株式会社に改組するとともに、商号を(株)夢真に変更いたしました。一方、株式額面金額を引き下げするため、平成8年10月1日を合併期日として、形式上の存続会社東京都豊島区東池袋3丁目23番14号所在の(株)貢昌(昭和51年9月27日東京都品川区荏原一丁目24番20号に設立、昭和59年10月25日東京都世田谷区深沢六丁目29番2号に移転、平成8年7月4日、現住所に本店移転。合併と同時に(株)夢真に商号変更)に吸収合併されました。

合併前の(株)貢昌は休業状態であり、法律上消滅した(株)夢真が実質上の存続会社であるため、平成8年9月30日以前に関する事項は、特に記載のない限り、実質上の存続会社について記載しております。

平成2年10月	組織を株式会社に变更するとともに、(株)夢真に商号を变更
平成2年11月	大阪市淀川区に大阪営業所を開設
平成3年3月	業務請負事業を本格的に開始
平成3年5月	名古屋市中村区に名古屋営業所を開設
平成6年2月	広島営業所を開設
平成6年6月	福岡営業所を開設
平成6年10月	東京都豊島区東池袋3丁目23番14号に本社を移転
平成7年3月	大阪営業所を大阪府中央区に移転
平成8年10月	(株)貢昌(形式上の存続会社)と合併し、同日(株)貢昌は(株)夢真に称号変更
平成8年12月	生産コスト削減と生産体制強化のため、ベトナムにYUMESHIN VIETNAM CO.,LTD.を設立
平成9年4月	東京都豊島区に(株)ユメノテクノを設立、労働者派遣事業分野に参入
平成10年5月	広島営業所を閉鎖
平成11年3月	福岡営業所を閉鎖
平成11年5月	東京都豊島区に(株)夢真消費者サービスセンター(同年11月 社名を(株)夢ワークに変更。)を設立、軽作業請負事業分野に参入
平成12年9月	(株)夢ワークを清算
平成12年12月	(株)ユメノテクノを清算
平成13年6月	カラー施工図の試作開始
平成14年4月	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号に本社を移転
平成14年12月	横浜市神奈川区に横浜営業所を開設
平成15年9月	(株)大阪証券取引所 ニッポン・ニューマーケット「ヘラクレス」に株式上場
平成17年1月	横浜営業所を閉鎖
平成17年4月	純粋持株会社に移行して、社名を「(株)夢真ホールディングス」に変更 施工図作図事業・建設施工管理の請負事業を、新設の「(株)夢真」に承継
平成17年5月	朝日エンジニアリング(株)(同年10月 社名を(株)夢真エンジニアリングに変更)を株式取得により子会社化
平成17年7月	住宅検査(株)(平成18年11月 社名を住宅検査夢真(株)に変更)を第三者割当増資引受により子会社化
平成17年9月	近畿工業株(平成18年3月 (株)夢真総合設備と合併)を株式取得により子会社化
平成17年10月	夢真証券(株)を設立
平成17年11月	丸紅設備(株)(同年12月 社名を(株)夢真総合設備に変更)を株式取得により子会社化
平成17年11月	(株)夢真テクノスタッフサービスを設立
平成17年11月	(株)ブレイントラスト(平成18年2月 社名を(株)夢真コミュニケーションズに変更)を簡易株式交換により子会社化
平成18年2月	東京都文京区大塚3丁目11番6号に本社を移転
平成18年3月	(株)夢真総合設備が、近畿工業(株)他1社と合併
平成18年3月	(株)夢真キャピタルを株式取得により子会社化
平成18年3月	三和ハウス(株)(同年6月 社名を(株)夢真アーバンフロンティアに変更)を株式取得により子会社化
平成18年7月	勝村建設(株)を株式取得により子会社化
平成18年8月	札幌市中央区に札幌営業所を開設
平成18年9月	仙台市青葉区に仙台営業所を開設
平成18年12月	福岡市中央区に福岡営業所を開設
平成19年2月	(株)夢真不動産販売を株式取得により子会社化
平成19年3月	(株)夢真総合設備の全株式を、フューラムキャピタル(株)へ譲渡
平成19年4月	勝村建設(株)の全株式を、さくらグローバルマネジメント(株)へ譲渡
平成19年5月	(株)夢真コミュニケーションズが、(株)夢真テクノスタッフサービスと合併
平成19年6月	(株)夢真証券の全株式を、(株)ハーベストフューチャーズへ譲渡
平成19年9月	(株)夢真アーバンフロンティアの全株式を、タマホーム(株)へ譲渡
平成19年9月	(株)夢真エンジニアリングの全株式を、(株)ジャフコ・エスアイジー 8へ譲渡
平成19年10月	子会社である(株)夢真を吸収合併
平成20年2月	(株)夢真キャピタルの全株式を、(株)B B Hへ譲渡
平成20年6月	札幌営業所・仙台営業所・福岡営業所を閉鎖
平成20年10月	子会社である(株)夢真コミュニケーションズを吸収合併
平成21年6月	子会社であるYUMESHIN VIETNAM CO.,LTD.解散
平成21年10月	(株)我喜大笑を設立(現 連結子会社)

平成22年 7月 (株)夢真メディカルサポートを設立(現 連結子会社)
 平成23年 1月 (株)ユニテックソフトを株式取得により子会社化(現 連結子会社)
 平成23年 4月 仙台市青葉区に仙台営業所を開設
 平成23年 5月 (株)フルキャストテクノロジー(現 (株)夢テクノロジー)を株式取得(公開買付)により子会社化(現 連結子会社)
 平成23年 8月 福岡市博多区に福岡営業所を開設
 平成24年 1月 東京都渋谷区に採用サテライト「夢探索カフェ」を開設
 平成24年 9月 大阪市中央区に採用サテライト「夢探索カフェ大阪」を開設
 平成24年11月 横浜市西区に採用サテライト「夢探索カフェ横浜」および横浜営業所を開設
 平成24年12月 仙台市青葉区に採用サテライト「夢探索カフェ仙台」を開設
 平成25年 2月 福岡市博多区に採用サテライト「夢探索カフェ福岡」を開設
 平成25年 4月 名古屋市中村区に採用サテライト「夢探索カフェ名古屋」を開設
 平成25年 9月 広島市中区に採用サテライト「夢探索カフェ広島」を開設

3 【事業の内容】

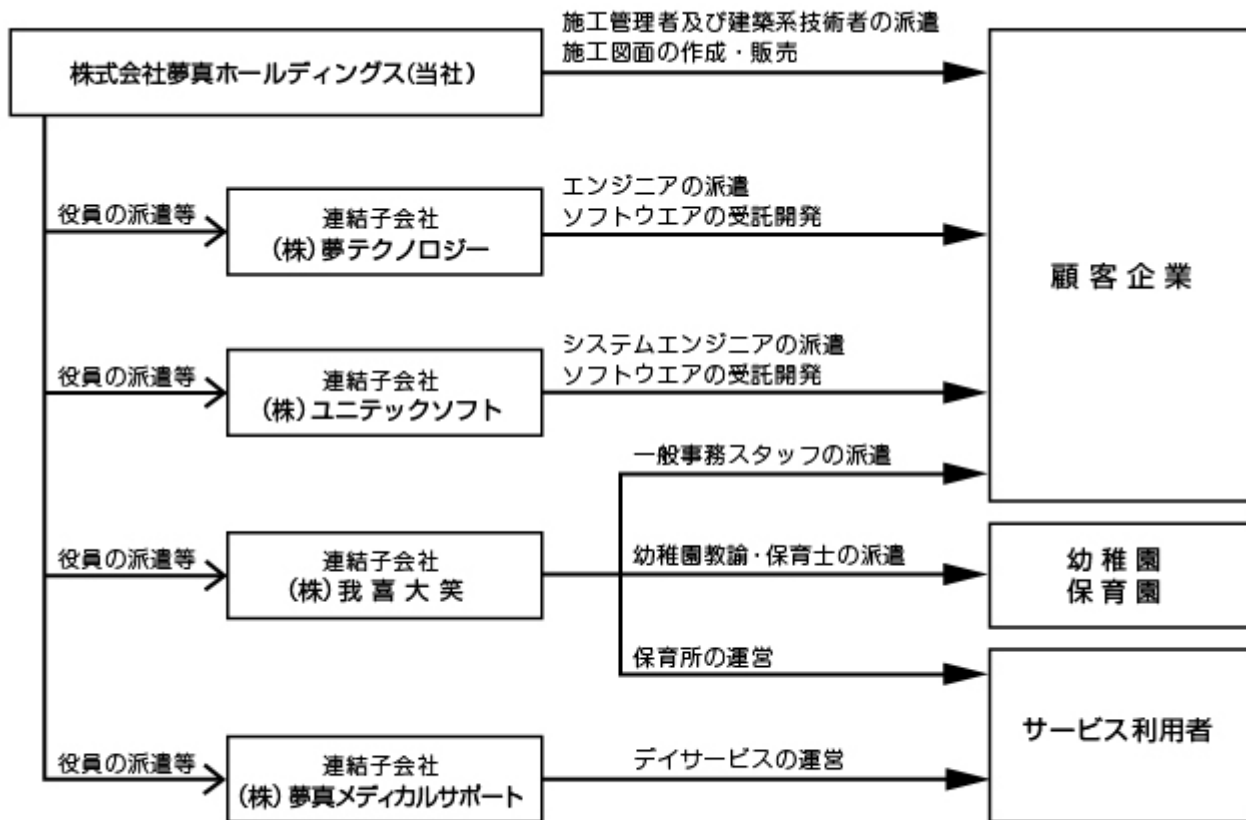
当社グループは、(株)夢真ホールディングス(当社)、(株)我喜大笑、(株)夢真メディカルサポート、(株)ユニテックソフト及び(株)夢テクノロジーの連結子会社4社と(株)J.M.Sの持分法非適用関連会社1社で構成されており、建築技術者派遣事業、エンジニア派遣事業、子育て支援事業及び医療介護支援事業を主な事業として取り組んでおります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

区分	事業内容	会社
建築技術者派遣事業	施工管理者及び建築系技術者の派遣、施工図面の作成及び販売	(株)夢真ホールディングス(当社)
エンジニア派遣事業	エンジニアの派遣、ソフトウェアの受託開発	(株)ユニテックソフト (株)夢テクノロジー
子育て支援事業	保育所の運営、幼稚園教諭及び保育士の派遣、一般事務スタッフの派遣	(株)我喜大笑
医療介護支援事業	デイサービスの運営	(株)夢真メディカルサポート

(注) 持分法非適用関連会社である(株)J.M.Sにつきましては、連結業績に与える影響が軽微であるため、記載を省略しております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)我喜大笑	東京都文京区	80,000	子育て支援事業	100.00	役員の兼任あり 債務保証
(株)夢真メディカルサポート (注) 2	東京都文京区	105,000	医療介護支援事業	100.00	役員の兼任あり 資金の貸付 債務保証
(株)ユニテックソフト	東京都文京区	20,000	エンジニア派遣事業	90.00	役員の兼任あり 資金の貸付 債務保証
(株)夢テクノロジー (注) 2, 3, 4	東京都文京区	869,650	エンジニア派遣事業	79.71	役員の兼任あり 債務保証

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券報告書の提出会社であります。

4. 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社は、有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成25年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
建築技術者派遣事業	1,838
エンジニア派遣事業	681
子育て支援事業	131
医療介護支援事業	55
合 計	2,705

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。パート職員については全社員の10%以下であり、その重要性が低いため記載を省略しております。

2. 前連結会計年度末に比べ、従業員数が605名増加しております。主な理由は、建築技術者派遣事業における採用活動の強化によるものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成25年9月30日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
1,838名	29歳10ヶ月	2年4ヶ月	3,435,587

セグメントの名称	従業員数(名)
建築技術者派遣事業	1,838
合 計	1,838

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2. 従業員数は就業人員であります。パート職員については全社員の10%以下であり、その重要性が低いため記載を省略しております。

3. 前事業年度末に比べ、従業員数が613名増加しております。主な理由は、建築技術者派遣事業における採用活動の強化によるものであります。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていません。

また、労使関係について、特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、平成24年12月の政権交代以降、新政権の掲げる経済政策から、為替も円安傾向となり、株式市場も活況を呈するなど、実体経済の回復へ向け期待感が高まっている状況です。しかしながら、世界経済では、欧州の債務危機および緊縮財政、中国の経済成長に陰りが見える等、先行き不透明感が漂う状況が続いております。

当社グループの中核事業である建築技術者派遣事業が属する建設業界におきましては、東北地方での復興工事は依然本格化しないものの、首都圏での改修・補修工事、耐震補強工事の増加、住宅ローン減税の延長・増税前の駆け込み需要等による新設マンション着工戸数の増加等を受け、建設投資額もリーマンショック以前の水準に近づきつつあります。一方、このような市場環境に対し、職人及びゼネコン各社が抱える施工管理者の「高齢化」「若手不足」が深刻化しており、全国的に建設就業者が不足する事態が生じております。

このような事業環境の下、当社では、建築技術者派遣事業の拡大を最優先課題とし、全国的な建設工事の増加を見据え、技術者の採用活動に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高12,537百万円（前連結会計年度比14.2%増）、営業利益1,230百万円（前連結会計年度比3.0%増）、経常利益1,771百万円（前連結会計年度比36.7%増）、当期純利益1,388百万円（前連結会計年度比88.0%増）となりました。

セグメント別の業績については、下記のとおりとなります。なお、セグメント利益又は損失は連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

建築技術者派遣事業

（単位：百万円）

	平成24年9月期	平成25年9月期	増減	増減率
売上高	6,472	8,163	1,691	26.1%
セグメント利益	1,171	1,231	59	5.1%
採用人数	436人	1,233人	797人	182.8%
期末技術者数	1,108人	1,729人	621人	56.0%

< 当事業の概況 >

当社グループの中核事業であります建築技術者派遣事業におきましては、ゼネコン各社が抱える技術者の「高齢化」「若手不足」の影響により、派遣需要は旺盛に推移いたしました。また、今後想定される全国的なインフラ整備工事、東北地方の復興需要の本格化に備え、期初計画800人採用のところ、1,200人採用に修正し採用活動に注力してまいりました。その結果、当連結会計年度にて1,233人の入社となり、それに伴い、平成25年9月末現在の在籍技術者数は1,729人となっております。

< 当事業の業績 >

売上高に関しましては、前連結会計年度比1,691百万円（26.1%）増加の8,163百万円となりました。これは主に、技術者増員による稼働数の増加によるものです。

セグメント利益に関しましては、前連結会計年度比59百万円（5.1%）増加の1,231百万円となりました。第3四半期連結会計期間（平成25年4月～6月）の3ヶ月間に採用人数の約6割が集中して入社した影響で一時的に稼働率・派遣単価が低下したものの、積極的な採用活動による稼働人数の増加により、増益となりました。なお7月以降、稼働率・派遣単価は改善されております。

エンジニア派遣事業

（単位：百万円）

	平成24年9月期	平成25年9月期	増減	増減率
売上高	4,109	3,911	197	4.8%
セグメント利益	242	302	59	24.5%

< 当事業の概況 >

エンジニア派遣事業におきましては、主要顧客である製造業各社において、自動車メーカーを中心として、東日本大震災の影響等による生産の落ち込みから回復基調にありました。また、情報系エンジニアの派遣先となるIT業界において、ここ数年抑制していた各企業のシステム投資が持ち直しの動きをみせております。

このような事業環境の下、主に機械及び情報系技術者の採用強化及び新規顧客の開拓、稼働率の改善を営業施策の柱として取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,911百万円（前連結会計年度比4.8%減）、セグメント利益は302百万円（前連結会計年度比24.5%増）となりました。

子育て支援事業

（単位：百万円）

	平成24年9月期	平成25年9月期	増減	増減率
売上高	270	250	20	7.4%
セグメント利益	41	78	37	91.0%

<当事業の概況>

子育て支援事業におきましては、待機児童が多く保育サービスの需要が高い東京都及び神奈川県において、認証保育所を4箇所運営しております（平成25年8月1日に東京都江東区に認証保育所を新規開設）。また、併せて保育士・幼稚園教諭の派遣事業を行っており、保育施設の運営並びに人材の供給を実施してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は250百万円（前連結会計年度比7.4%減）、セグメント利益は78百万円（前連結会計年度比91.0%増）となりました。

医療介護支援事業

（単位：百万円）

	平成24年9月期	平成25年9月期	増減	増減率
売上高	130	212	82	63.2%
セグメント損失	16	2	13	

<当事業の概況>

医療介護支援事業におきましては、高齢社会が進む中、医療及び介護サービスへのニーズが日ごとに増加していることを受け、デイサービス施設を東京都にて3箇所運営してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は212百万円（前連結会計年度比63.2%増）、セグメント損失は2百万円（前連結会計年度は16百万円のセグメント損失）となりました。

なお、平成25年10月1日に東京都江戸川区にて新たなデイサービス施設を開設しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べて1,572百万円増加し、4,221百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの原因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、793百万円（前連結会計年度比25.4%減）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益1,995百万円、法人税等の支払額680百万円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、180百万円（前連結会計年度比10.7%減）となりました。これは主に投資有価証券の取得による支出1,760百万円、投資有価証券の売却による収入1,474百万円、子会社株式の売却による収入382百万円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、595百万円（前連結会計年度は、151百万円の使用）となりました。これは主に短期借入金の減少額975百万円、長期借入れによる収入1,070百万円、長期借入金の返済による支出941百万円、自己株式の処分による収入1,831百万円、配当金の支払額326百万円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

(1) 生産実績

当社及び連結子会社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社及び連結子会社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
建築技術者派遣事業	8,163,231	26.1
エンジニア派遣事業	3,911,153	4.8
子育て支援事業	250,639	7.4
医療介護支援事業	212,567	63.2
合計	12,537,592	14.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1)採用の強化

当社グループの主要事業である建築技術者派遣およびエンジニア派遣事業における売上高の成長には、派遣技術者数の増加が必要不可欠となります。特に、建築技術者派遣事業では、安定的な首都圏での建設需要および東日本大震災の影響による東北地方での需要拡大、更に国土強靱化計画による全国的なインフラ整備と、建築技術者の増員は急務となっております。そのため、新卒・中途共に積極的な採用活動を展開し、特に地方での採用を強化してまいります。その一環といたしまして、採用サテライトオフィスである「夢探索カフェ」を全国展開しております。

(2)営業力の強化

当社グループの主要事業である建築技術者派遣およびエンジニア派遣事業では、継続的成長のため、適正な能力を有した技術者を、適正な価格でマッチングするための強力な営業部門が必要となります。

営業力の強化という課題に対し、当社グループでは営業部門に目標達成度合により報酬を決定する成果主義を徹底しており、それにより、士気が高く一人一人が目標達成に向け戦略的に行動する強い営業部門の構築に努めております。また、夢真グループ全体での技術者情報・顧客情報の共有を図り、高効率の営業体制を構築してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開において想定されるリスクについて、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。尚、本記載事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであり、起こりうる全てのリスク要因が網羅されている訳ではありません。

(1) 建設業界への依存について

当社グループの中核を担う建築技術者派遣事業の顧客企業は、建設会社及び電気工事、衛生設備工事などを行う建設設備会社であります。とりわけ関東一円の首都圏における売上比率が高く、当社グループの経営成績は、関東一円の建設工事需要の影響を間接的に受けております。

このため、何らかの影響により首都圏における建設業界の技術者需要等に構造的な変化をもたらした場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 取引先の海外進出のリスクについて

株式会社夢テクノロジーが行うエンジニア派遣事業の顧客企業は、主に自動車・電気機器・半導体等の製造業界に属しております。

このため、金利変動等の影響により、顧客企業における業績の悪化や開発拠点の海外移転等が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保について

当社グループの中核事業である建築技術者派遣事業及びエンジニア派遣事業を継続および拡大させていくためには、顧客より求められる技術レベルを有した専門的な技術者を、継続的に確保する事が重要な要素となります。そのため当社グループは、採用部門の強化と技術者への研修の充実を重要な課題と認識しております。

技術者の採用と研修が当社グループの計画通りに進まず、一定数の専門的な技術者を確保できなくなった場合には、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

当社グループの中核事業である建築技術者派遣事業及びエンジニア派遣事業は、労働者派遣法に基づく事業であります。

労働者派遣法は平成24年10月1日を施行日として改正されましたが、この度の改正は当社グループの事業展開に重要な影響を及ぼすものではありませんでした。

当社グループは、労働者派遣法に関して、今後も改正の動向を注視するとともに、顧客企業及び各派遣労働者の状況に応じた対応及び提案が出来るよう、必要に応じて事業体制の見直しを行ってまいります。

今後の労働者派遣法の改正に伴い、当社グループの顧客による派遣契約の縮小や、直接雇用契約への切り替えの増加等が、当社グループの対応を上回る速度で推移した場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報の管理について

当社グループが営む人材派遣業においては、労働者派遣法及び個人情報保護法により、個人情報の適正管理が義務付けられております。当社グループにおいては、個人情報管理規程を運用するとともに、個人情報保護について一層の取組みを図ってまいります。

何らかの原因により個人情報が漏洩する事態が発生した場合には、当社グループに対する社会的信用が損なわれ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 機密情報の管理について

株式会社ユニテックソフト及び株式会社夢テクノロジーが営むエンジニア派遣事業は、顧客先において製品開発や設計業務等に従事しており、機密性の高い情報を取り扱っております。このため両社においては、全従業員に対して入社時及び定期的に機密情報の取扱いに関する指導・教育を行っております。

万が一顧客企業の機密情報等の流出が生じた場合には、当社グループに対する社会的信用が損なわれ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 保育所及び介護支援施設開設のリスクについて

株式会社我喜大笑は、子育て支援事業を行い、保育サービスの需要の高い地域において、認可・認証保育所を開設していくという方針を掲げております。また株式会社夢真メディカルサポートは、医療介護支援事業を行い、主にデイサービス施設を中心とした介護支援施設を開設していくという方針を掲げております。

それぞれの施設において、開設要件に関する国の方針が変わる等、当該事業に関する法的規制の制定・改廃等が行われた場合、当該事業の開設計画及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 代表者への依存について

当社グループは、経営方針や事業戦略の決定において当社の創業者であり代表取締役会長兼社長である佐藤真吾氏に依存しております。現時点におきまして同氏の退任等は予定されておりませんが、何らかの理由により業務遂行が困難になった場合、当社グループの事業戦略や経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における総資産の残高は、前連結会計年度末に比べて2,245百万円増加し、9,915百万円となりました。これは主に現金及び預金の増加1,687百万円、受取手形及び売掛金の増加233百万円、投資有価証券の増加477百万円等によるものです。

(負債)

当連結会計年度末における負債の残高は、前連結会計年度末に比べて796百万円減少し、4,537百万円となりました。これは主に借入金の減少847百万円、未払費用の増加91百万円等によるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べて3,042百万円増加し、5,378百万円となりました。これは主に資本剰余金の増加1,337百万円及び当期純利益1,388百万円等によるものです。

(2) 経営成績

「1 業績等の概要、(1)業績」を参照願います。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 業績等の概要、(2)キャッシュ・フローの状況」を参照願います。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、派遣技術者の採用、保育園及び介護施設の開設を目的とした設備投資を実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は114,474千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 建築技術者派遣事業及びエンジニア派遣事業

当連結会計年度の主な設備投資は、名古屋、仙台及び横浜並びに福岡に派遣技術者の増加を目的に採用拠点を新設したことによる、総額39,388千円の投資を実施いたしました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 子育て支援事業

当連結会計年度の主な設備投資は、東京都に保育園を新設したことによる、総額37,514千円の投資を実施いたしました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 医療介護支援事業

当連結会計年度の主な設備投資は、東京都に介護施設（デイサービス）を新設したことによる、総額37,571千円の投資を実施いたしました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成25年9月30日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地	リース 資産	その他	合計	
本 社 (東京都文京区)	建築技術者 派遣事業	本社事務所	5,001		33,109	2,596	40,707	114
夢探索カフェ 渋谷 (東京都渋谷区)	建築技術者 派遣事業 エンジニア 派遣事業	採用拠点	15,587			1,061	16,648	8
夢探索カフェ 大阪 (大阪府大阪市中央区)	建築技術者 派遣事業 エンジニア 派遣事業	採用拠点	12,531			1,499	14,030	13
夢探索カフェ 名古屋 (愛知県名古屋市中村 区)	建築技術者 派遣事業 エンジニア 派遣事業	採用拠点	6,546			190	6,737	3
夢探索カフェ 仙 台 (宮城県仙台市 青葉区)	建築技術者 派遣事業 エンジニア 派遣事業	採用拠点	11,593			325	11,918	17
夢探索カフェ 横 浜 (神奈川県横浜 市西区)	建築技術者 派遣事業 エンジニア 派遣事業	採用拠点	8,768				8,768	5
夢探索カフェ 福岡 (福岡県福岡市博多区)	建築技術者 派遣事業	採用拠点	1,282			200	1,483	3

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地	リース 資産	その他	合計	
(東京都板橋区)	建築技術 者派遣事 業	社員寮	39,531	132,330			171,861	
(東京都江戸川区)	建築技術 者派遣事 業	社員 寮 賃 貸マンション	229,879	229,551			459,430	
(埼玉県さいたま市南 区)	建築技術者 派遣事業	社員寮	86,963	106,749			193,712	
(千葉県いすみ市)	建築技術者 派遣事業	研修施設	21,918	48,115			70,034	
(茨城県水戸市)	建築技術者 派遣事業	賃貸マンション	198,455	60,757			259,212	

(注)従業員数は就業人員であります。

(2) 国内子会社

(平成25年9月30日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地	リース 資産	その他	合計	
(株)夢テ ク ノロジー	本社 (東京都文京区)	エンジニア 派遣事業	本 社 事務所	369			15,452	15,821	15
(株)我喜大笑	夢未来 錦糸町園 (東京都墨田区)	子育て 支援事業	保育園	14,436			994	15,430	19
(株)我喜大笑	夢未来 井荻園 (東京都杉並区)	子育て 支援事業	保育園	16,398			1,278	17,676	16
(株)我喜大笑	夢未来 二俣川園 (神奈川県横浜市 旭区)	子育て 支援事業	保育園	19,814				19,814	16
(株)我喜大笑	夢未来 東雲園 (東京都江東区)	子育て 支援事業	保育園	36,570			252	36,823	15
(株)夢真 メディカル サポート	夢楽 志村阪下 (東京都板橋区)	医療介護 支援事業	介護施設	18,803		5,132		23,936	17
(株)夢真 メディカル サポート	夢楽 白山 (東京都文京区)	医療介護 支援事業	介護施設	16,438		4,364	284	21,087	15
(株)夢真 メディカル サポート	夢楽 大山 (東京都板橋区)	医療介護 支援事業	介護施設	26,711		5,265		31,976	15
(株)夢真 メディカル サポート	夢楽 瑞江 (東京都江戸川区)	医療介護 支援事業	介護施設	29,565		7,616		37,182	6

(注)従業員数は就業人員であります。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年12月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	74,573,440	74,573,440	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 1単元の株式数 100株
計	74,573,440	74,573,440		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成24年6月28日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(第三者割当)

	事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)	970	970
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	970,000 (注)2	970,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	593 (注)3	702 (注)3
新株予約権の行使期間	平成24年7月18日～ 平成26年7月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当いたします。本新株予約権の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,970,000株、割当株式数(注2に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注3に定義する。)が修正されても本新株予約権の目的となる株式の総数は変化しない(ただし、注2に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準
当社は、平成24年7月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有するもの(以下、「新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正される。ただし、修正日に係る修正後の行使価額が下限行使価額(本項(4)に定める価額をいう。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度
当社が本項(2)に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限
当初、200円とする。ただし、注3(3)の規定を準用して調整される。
- (5) 割当株式数の上限
2,970,000株(発行決議日現在の発行済株式総数の4.0%)
ただし、注2に記載のとおり、調整されることがある。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限
594,000,000円(本項(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成26年5月19日以降に当社取締役会が決議した場合に、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている。
- (8) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
当社は、割当先との間で以下の内容を含んだ第三者割当て契約を締結しております。
行使許可
新株予約権者は本新株予約権を行使するにあたり、当社による行使許可を取得したうえで、一定の行使許可期間内に本新株予約権を行使する。
行使許可の申請において、新株予約権者は2,970個を超えない範囲で行使許可の対象となる本新株予約権の個数、及び行使許可期間の初日及び末日(20取引日の期間)を記載した行使許可申請書を行使許可期間の初日の1取引日前までに当社に提出し、当社は行使許可機関の初日までに行使の可否を通知する。
新株予約権者は、時期が重複しない限り、何度でも行使許可の申請を行うことができ、かつ、前述の手続きによって取得した行使許可を放棄することも可能とする。
本新株予約権の取得
新株予約権者は、平成26年5月19日以降、当社に対して通知を行うことにより、本新株予約権の払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部の取得を当社に請求することができる。
- (9) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
2. (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は2,970,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は1,000株とする。ただし、本項(2)から(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が注3(3)の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注3(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る注3(3)及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、注3(3)に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 3.(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初250円とする。
- (2) 行使価額の修正
行使価額は、注1(2)(3)(4)の記載内容に従い、修正されることがある。
- (3) 行使価額の調整
当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号ないしの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号ないしにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が始めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を始めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行（処分）株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号の規定にかかわらず、本項第 号に基づく調整後の行使価額を始めて適用する日が第（2）項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第 号 に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、本項第 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

4.（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

（2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

第2回新株予約権（第三者割当）

	事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,270	2,270
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,270,000 (注)2	2,270,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	325 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月18日～ 平成26年7月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当いたします。本新株予約権の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,270,000株、割当株式数(注2に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注3に定義する。)が修正されても本新株予約権の目的となる株式の総数は変化しない(ただし、注2に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準
当社は、平成24年7月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有するもの(以下、「新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正される。ただし、修正日に係る修正後の行使価額が下限行使価額(本項(4)に定める価額をいう。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度
当社が本項(2)に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限
当初、200円とする。ただし、注3(3)の規定を準用して調整される。
- (5) 割当株式数の上限
2,270,000株(発行決議日現在の発行済株式総数の3.0%)
ただし、注2に記載のとおり、調整されることがある。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限
454,000,000円(本項(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成26年5月19日以降に当社取締役会が決議した場合に、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている。
- (8) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
当社は、割当先との間で以下の内容を含んだ第三者割当て契約を締結しております。
行使許可
新株予約権者は本新株予約権を行使するにあたり、当社による行使許可を取得したうえで、一定の行使許可期間内に本新株予約権を行使する。
行使許可の申請において、新株予約権者は2,270個を超えない範囲で行使許可の対象となる本新株予約権の個数、及び行使許可期間の初日及び末日(20取引日の期間)を記載した行使許可申請書を行使許可期間の初日の1取引日前までに当社に提出し、当社は行使許可機関の初日までに行使の可否を通知する。
新株予約権者は、時期が重複しない限り、何度でも行使許可の申請を行うことができ、かつ、前述の手続きによって取得した行使許可を放棄することも可能とする。
本新株予約権の取得
新株予約権者は、平成26年5月19日以降、当社に対して通知を行うことにより、本新株予約権の払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部の取得を当社に請求することができる。
- (9) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
2. (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は2,270,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は1,000株とする。ただし、本項(2)から(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が注3(3)の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注3(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る注3(3)及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、注3(3)に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 3.(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初325円とする。
- (2) 行使価額の修正
行使価額は、注1(2)(3)(4)の記載内容に従い、修正されることがある。
- (3) 行使価額の調整
当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号ないしの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号ないしにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が始めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を始めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行（処分）株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号の規定にかかわらず、本項第 号に基づく調整後の行使価額を始めて適用する日が第（2）項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第 号 に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、本項第 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

4.（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

（2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

第3回新株予約権（第三者割当）

	事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,840	1,840
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,840,000 (注)2	1,840,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月18日～ 平成26年7月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当いたします。本新株予約権の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,840,000株、割当株式数(注2に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注3に定義する。)が修正されても本新株予約権の目的となる株式の総数は変化しない(ただし、注2に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準
 当社は、平成24年7月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有するもの(以下、「新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正される。ただし、修正日に係る修正後の行使価額が下限行使価額(本項(4)に定める価額をいう。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度
 当社が本項(2)に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限
 当初、200円とする。ただし、注3(3)の規定を準用して調整される。
- (5) 割当株式数の上限
 1,840,000株(発行決議日現在の発行済株式総数の2.5%)
 ただし、注2に記載のとおり、調整されることがある。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限
 368,000,000円(本項(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成26年5月19日以降に当社取締役会が決議した場合に、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている。
- (8) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
 当社は、割当先との間で以下の内容を含んだ第三者割当て契約を締結しております。
 行使許可
 新株予約権者は本新株予約権を行使するにあたり、当社による行使許可を取得したうえで、一定の行使許可期間内に本新株予約権を行使する。
 行使許可の申請において、新株予約権者は1,840個を超えない範囲で行使許可の対象となる本新株予約権の個数、及び行使許可期間の初日及び末日(20取引日の期間)を記載した行使許可申請書を行使許可期間の初日の1取引日前までに当社に提出し、当社は行使許可機関の初日までに行使の可否を通知する。
 新株予約権者は、時期が重複しない限り、何度でも行使許可の申請を行うことができ、かつ、前述の手続きによって取得した行使許可を放棄することも可能とする。
 本新株予約権の取得
 新株予約権者は、平成26年5月19日以降、当社に対して通知を行うことにより、本新株予約権の払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部の取得を当社に請求することができる。
- (9) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
 該当事項はありません。
2. (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,840,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は1,000株とする。ただし、本項(2)から(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が注3(3)の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注3(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る注3(3)及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、注3(3)に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 3.(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初400円とする。
- (2) 行使価額の修正
行使価額は、注1(2)(3)(4)の記載内容に従い、修正されることがある。
- (3) 行使価額の調整
当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号ないしの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号ないしにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が始めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を始めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行（処分）株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号の規定にかかわらず、本項第 号に基づく調整後の行使価額を始めて適用する日が第（2）項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第 号 に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、本項第 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

4.（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

（2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

平成25年2月28日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権（第三者割当）

	事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,500,000	2,500,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500,000(注)1	2,500,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年3月18日～ 平成28年3月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式の併合、資本の減少、会社分割又は合併のために行使価額の調整を必要とする時は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て必要な行使価額の調整を行う	同左

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は1株)とする。

なお、当社が株式分割又は株式合併を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・合併の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初750円とする(以下「当初行使価額」という。)

(3) 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本項第 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第 号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合、(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし

の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整前行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第 号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号 に示される株式分割の場合、その他適用開の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

第6回新株予約権（第三者割当）

	事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,500,000	2,500,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500,000(注)1	2,500,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年3月18日～ 平成28年3月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式の併合、資本の減少、会社分割又は合併のために行使価額の調整を必要とする時は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て必要な行使価額の調整を行う	同左

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株）とする。

なお、当社が株式分割又は株式合併を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・合併の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初1,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。

(3) 行使価額の修正

当社は平成25年3月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、修正日において、当該修正日の前取引日（取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、終値のない日は除く。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。取引日の間に(4)に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、500円とする。下限行使価額は、(4)の規定を準用して調整される。

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本項第 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第 号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合、（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第 号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けて終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号の規定にかかわらず、本項第 号に基づく調整後の行使価額を始めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第 号に従った調整を行うものとする。

(3) および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号 に示される株式分割の場合、その他適用開の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 本新株予約建は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当いたします。本新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約券の目的となる株式の総数は2,500,000株、割当株式数(注1に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注2(2)に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、注1に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

当社は、平成25年3月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において、当該修正日の直前取引日(取引所において売買立会が行われる日を言う。ただし、終値のない日は除く。以下同じ。)の当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。

上記取引日の間に注2(4)に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該取引日の取引所における当該普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(本項(4)に定める価額をいう。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

(3) 行使価額の修正頻度

当社が本項(2)に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限

当初、500円とする。ただし、注2(4)の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

2,500,000株(発行済株式総数に対する割合は3.35%)

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

1,250,000,000円(本項(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の1ヶ月前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている。

(8) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(9) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

平成25年10月22日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第7回新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)		386(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		386,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)		713(注)2
新株予約権の行使期間		平成29年1月1日～ 平成30年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		(注)3
新株予約権の行使の条件		(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項		本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)6

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整することができる。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、平成26年9月期（平成25年10月1日から平成26年9月30日）、平成27年9月期（平成26年10月1日から平成27年9月30日）及び平成28年9月期（平成27年10月1日から平成28年9月30日）の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（以下、「当社連結損益計算書」といい、連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）に記載された税金等調整前当期純利益が次の各号に定める条件を、上記のいずれか2期達成した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - (ア)平成26年9月期の監査済みの当社連結損益計算書における税金等調整前当期純利益が25億円を超過している場合
 - (イ)平成27年9月期の監査済みの当社連結損益計算書における税金等調整前当期純利益が42億円を超過している場合
 - (ウ)平成28年9月期の監査済みの当社連結損益計算書における税金等調整前当期純利益が62億円を超過している場合
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。
- (3) 新株予約権者が、当社の使用人である場合、当社の就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者が、当社の取締役である場合、会社法上必要な手続を経ず、同法第356条第1項第1号に規定する競業取引、又は同条第2号若しくは第3号に規定する利益相反取引を行った場合、当該取引以降は、本新株予約権を行使することができない。
- (5) 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権を行使することができない。
- (6) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (8) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (9) 本項(1)が達成できないことが確定した場合及び(2)乃至(6)の何れかの事由が発生した場合、当該新株予約権者の保有する本新株予約権は消滅する。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、注1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
注3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
注4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
注5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第1回新株予約権

	第4四半期会計期間 (平成25年7月1日から 平成25年9月30日まで)	第35期 (平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		2,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		2,000,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		298
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		581,000
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		2,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		2,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		298
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		581,000

第2回新株予約権

	第4四半期会計期間 (平成25年7月1日から 平成25年9月30日まで)	第35期 (平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		

第3回新株予約権

	第4四半期会計期間 (平成25年7月1日から 平成25年9月30日まで)	第35期 (平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		

第6回新株予約権

	第4四半期会計期間 (平成25年7月1日から 平成25年9月30日まで)	第35期 (平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年5月20日 (注)	55,930,080	74,573,440		805,147		867,545

(注) 株式分割(普通株式1株を普通株式4株に分割)

(6) 【所有者別状況】

(平成25年9月30日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		6	29	35	48	7	6,814	6,939	
所有株式数(単元)		33,434	18,449	95,146	74,927	250	523,502	745,708	2,640
所有株式数の割合(%)		4.48	2.48	12.76	10.05	0.03	70.20	100.00	

(注) 1 自己株式11,532,486株は、「個人その他」に115,324単元、「単元未満株式の状況」に86株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の失念株式が1,000株(10単元)含まれております。

(7) 【大株主の状況】

(平成25年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤 眞吾	東京都世田谷区	26,259	35.21
有限会社佐藤総合企画 代表取締役 佐藤 大央	東京都千代田区内幸町1丁目1-7	9,344	12.52
佐藤 淑子	東京都世田谷区	2,228	2.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 取締役社長 奥野 博章	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,123	2.84
JP MORGAN CHASE BANK 380084 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,373	1.84
深井 英樹	千葉県我孫子市	1,153	1.54
CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS(常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	867	1.16
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3)	703	0.94
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) 代表取締役社長 森脇 朗	東京都中央区晴海1丁目8-12	644	0.86
MLI EFG NON COLLAT NON TREATY ACCT (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋1丁目4-1)	534	0.71
計		45,229	60.65

(注) 上記のほか、自己株式が11,532千株(発行済株式総数の15.46%)あります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成25年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,532,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,038,400	630,384	
単元未満株式	普通株式 2,640		
発行済株式総数	74,573,440		
総株主の議決権		630,384	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式86株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、名義書換失念株式が1,000株(議決権の数10個)含まれております。

【自己株式等】

(平成25年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)夢真ホールディングス	東京都文京区大塚3-11-6	11,532,400		11,532,400	15.46
計		11,532,400		11,532,400	15.46

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、平成25年10月22日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成25年10月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 3 当社従業員 225
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1	326
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には平成25年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)	4,500,000	499,500,000		
保有自己株式数	11,532,486		11,532,486	

(注) 当期間の保有自己株式数には平成25年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、財務体質の健全性を保ちつつ、中長期的な事業の成長及び、一株当たり利益の向上を最重要課題としており、経営成績に応じた業績連動型利益配分を基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、「高成長と高配当の両立」を掲げ、中間配当及び期末配当の年2回実施いたします。なお、中間配当に関しましては、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。また、期末配当の決定機関は株主総会であります。

このような方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、中間配当金3円、期末配当金17円の年間20円の配当とさせていただきます。

また、次期の剰余金の配当につきましては、中間10円・期末10円の年間20円とさせていただく予定です。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成25年4月30日 取締役会決議	181,622	3.00
平成25年12月19日 定時株主総会決議	1,071,696	17.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月
最高(円)	110	133	130	307	749
最低(円)	28	78	66	109	250

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであり、平成22年10月12日から平成25年7月15日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	659	731	630	735	595	749
最低(円)	440	522	435	535	457	519

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月15日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長		佐藤 真吾	昭和22年 3月14日	昭和45年5月 個人にて佐藤建築設計事務所創業 昭和55年1月 有限会社佐藤建築設計事務所設立 代表取締役社長 平成2年10月 (株)夢真に組織変更及び商号変更 代表取締役社長 平成17年4月 (株)夢真ホールディングスに商号変更 代表取締役会長 平成17年8月 当社 代表取締役会長兼社長(現任) 平成21年10月 (株)我喜大笑 代表取締役会長兼社長 平成22年7月 (株)夢真メディカルサポート 代表取締役社長 平成23年1月 (株)ユニテックソフト 取締役 平成23年3月 (株)ユニテックソフト 代表取締役社長 平成23年6月 (株)夢テクノロジー 代表取締役社長(現任)	(注)3	26,259
専務取締役		大原 智彦	昭和49年 5月9日	平成12年4月 (株)野村総合研究所 入社 平成17年1月 大和証券エスエムピーシープリンシパル・イン ベストメンツ(株) 入社 平成22年4月 (株)企業再生支援機構(現 地域経済活性化支援 機構) 入社 平成25年9月 当社 入社 平成25年11月 (株)我喜大笑 取締役(現任) 平成25年12月 当社 取締役(現任)	(注)3	
取締役		佐藤 大央	昭和58年 11月25日	平成18年4月 野村不動産(株) 入社 平成22年4月 当社 入社 平成22年7月 (株)夢真メディカルサポート 取締役(現任) 平成22年12月 当社 取締役(現任) 平成23年6月 (株)夢テクノロジー 取締役(現任) 平成24年6月 (有)佐藤総合企画 代表取締役(現任) 平成25年11月 (株)我喜大笑 代表取締役(現任)	(注)3	3
取締役		友松 成夫	昭和33年 10月12日	昭和56年4月 ナショナル住宅建材(株) 入社 平成18年4月 当社 入社 平成18年10月 (株)夢真エンジニアリング(現 (株)朝日エンジ ニアリング)へ出向 平成19年9月 (株)朝日エンジニアリングに転籍 代表取締役 平成23年5月 サブティール(株) 入社 平成24年6月 当社 入社 平成24年12月 当社 取締役(現任)	(注)3	20
常勤監査役		高橋 宏文	昭和14年 9月1日	昭和38年4月 大井証券(株)(後 和光証券(株)に改称) 入社 昭和57年12月 和光証券(株)(アメリカ) 社長 昭和62年1月 和光証券(株)(ヨーロッパ) 社長 昭和63年12月 同取締役金融法人部長 平成4年6月 同常務取締役営業総括部長 平成10年3月 同専務取締役商品本部長 平成12年4月 新光証券(株)(現 みずほ証券(株)) 専務取締役商品本部長 平成13年6月 新光投信(株) 代表取締役会長 平成14年8月 (株)インターネットイニシアティブ 顧問 平成17年6月 同監査役 平成22年6月 同監査役 退任 平成22年12月 当社 監査役(現任) 平成22年11月 (株)我喜大笑 監査役 平成23年7月 (株)ユニテックソフト 監査役	(注)4	5
監査役		松本 幸夫	昭和23年 3月7日	昭和45年4月 ゼネラル・フーズ(株) 入社 平成3年8月 ペプシコ・インク(株) 入社 平成6年6月 オペレーション本部副本部長 平成8年6月 ペプシコ・インクマーケティング 取締役本部長 平成10年2月 ペプシコ・インクオペレーション 取締役本部長 平成10年12月 (株)ユニカフェ 入社 平成12年4月 同取締役営業部長 (有)マツモト・ビジネスコーディネイト(設立) 代表取締役(現任) 平成20年6月 (株)テクノス 取締役 平成20年12月 当社 取締役 平成22年12月 当社 監査役(現任) 平成23年3月 (株)夢真メディカルサポート 監査役 平成23年6月 (株)夢テクノロジー 監査役(現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		六川 浩明	昭和38年 6月10日	平成9年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成9年4月 堀総合法律事務所 平成14年6月 Barack Ferrazzano法律事務所(シカゴ) 平成16年4月 千葉大学法科大学院講師 平成19年3月 東京青山・青木・狛Baker&McKenzie法律事務所 平成19年4月 首都大学東京 産業技術大学院大学講師 平成20年6月 小笠原六川国際総合法律事務所 平成20年10月 独立行政法人雇用能力開発機構 職業能力開発総合大学校講師 平成21年3月 (株)船井財産コンサルタンツ(現 (株)青山財産ネットワークス) 社外監査役(現任) 平成21年4月 成城大学法学部講師 平成22年12月 当社 監査役(現任) 平成23年6月 SBIモーゲージ(株) 社外取締役(現任) 平成24年4月 東海大学法科大学院教授(現任) 平成25年1月 (株)システムソフト 社外監査役(現任)	(注)4	
計						26,287

- (注) 1 監査役高橋宏文及び六川浩明は、社外監査役であります。
- 2 取締役佐藤大央は、代表取締役会長兼社長佐藤真吾の長男であります。
- 3 取締役の任期は、平成25年9月期に係る定時株主総会終結の時から、平成26年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、平成22年9月期に係る定時株主総会終結の時から、平成26年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、会社規模の拡大を支える中核的な人材の育成を図るために執行役員制度を導入しております。
- 執行役員は、2名で、東京営業部部长芝江伸秀、仙台営業所所長小川建二郎で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループは、株主をはじめ、すべてのステークホルダーに対して責任ある企業経営を実現することを目的とし、社会からの要請に対して、適時・的確な意思決定や行動メカニズムを構築し、経営の効率性・健全性を高めていくことが重要課題であると認識しております。

その上で、)意思決定の迅速化、)経営監督機能の強化、)経営透明性の向上、)企業倫理の確立を課題に掲げ、その強化を実現できるコーポレート・ガバナンス体制の構築が不可欠であると考えております。

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

(取締役会)

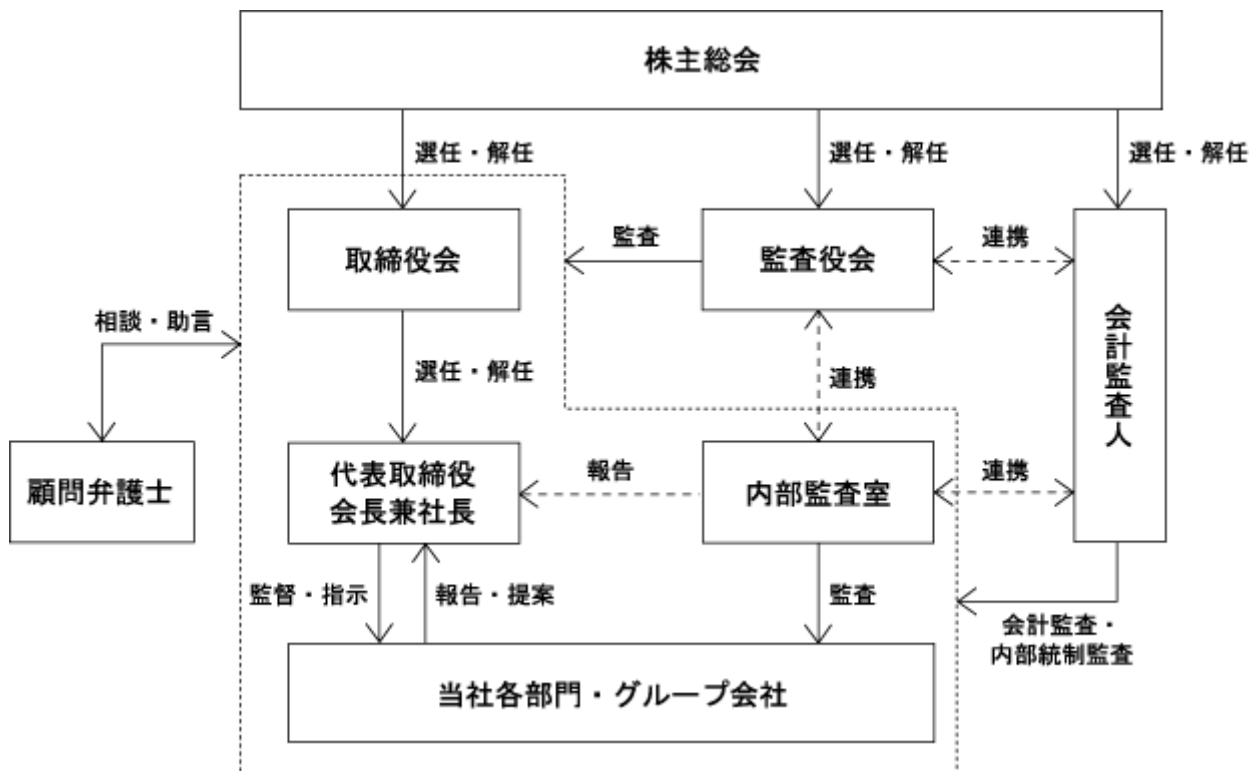
当社の取締役会は平成25年12月19日現在、4名の取締役で構成されており、社外取締役はおりません。取締役会は原則として毎月1回開催しており、当社の重要事項を決定し、取締役の業務の執行状況を監督しております。

(監査役会)

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は、平成25年12月19日現在、3名の監査役で構成されており、うち2名は社外監査役であります。監査役会は原則として毎月1回開催しております。また、監査役は原則として全員が取締役会に出席し、取締役の業務執行について、適法性・妥当性を監査しております。

さらに、内部監査を実施する内部監査室と監査役との連携を強化することにより経営の監視・監督機能の充実・強化に努めております。

ロ コーポレート・ガバナンス体制の概要図



八 当該体制を採用する理由

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役2名がともに独立役員であることから、経営監視機能の面で十分な透明性と適法性が確保されているものと考え、当該体制を採用しております。

二 内部統制システムの整備の状況

当社は、法令順守及び企業倫理の徹底を図り、社会から信頼される公正な経営を実現するため、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動指針」を制定しております。運営面では、コンプライアンス委員会を設置し、倫理・法令遵守の推進に努めると共に、制度の機能性を担保する上で、社内相談連絡窓口を設置しております。また、グループ全体の運営においては、当社の取締役及び監査役が、各グループ会社の取締役または監査役に就任することで、各事業会社の業務を分掌しており、牽制機能が働く組織体制となっております。

さらに、当社は、内部監査室を設置し、専属担当者（1名）を配属しており、当社の業務遂行状況についてコンプライアンスに留意した内部監査を実施しております。

また、当社は、平成18年5月12日開催の取締役会にて、内部統制システムの整備に関する基本方針を決定しており、当該基本方針に従い、法令遵守、リスク管理及び業務の適正を確保すべく、体制の整備と業務の執行を行っております。

ホ リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役及び監査役が出席する取締役会を業務執行上の最高機関として重視しており、業務遂行上の重要事項については、取締役会規程及び職務権限規程に基づき、担当部署より取締役会に上程し、決議を得て実施させるものとしております。

また、当社は、当社における営業活動、管理運営または役員及び従業員等に負の影響を及ぼす様々なリスクの管理に関して、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的に「リスク管理規程」を設けております。

さらに顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じ助言と指導を受け、リスクを未然に防止する体制を整えております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を設置し、専属担当者（1名）を配属しており、各部門、グループ会社の業務執行について、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、必要な内部監査を実施しております。監査結果につきましては、逐次社長に報告すると共に、監査役とは毎月1回定期的に会合を開催し、内部監査の実施状況を確認するなど緊密な連携を図っております。

当社の監査役は社外監査役2名を含む3名で構成されており、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しております。

監査役と会計監査人との相互連携については、期末における監査結果の報告のみならず、期中においても適宜監査状況に関する説明を受け、必要に応じては会計監査人の監査に立ち会うなど緊密な連携を図っております。

社外取締役及び社外監査役

当事業年度末現在において、当社は社外取締役を選任しておりませんが、社内取締役が業務・実務に精通しており、的確かつ迅速な経営判断が行える状況にあること、取締役会における取締役相互の牽制、並びに監査役の実効的な監査の実施により、取締役の業務執行に対する監視機能が十分であると考えております。また当社は、社外監査役として2名（ともに独立役員）選任し、外部的視点からの経営監視を行っております。

（提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係）

当社と社外監査役との間に人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社の関係は、以下のとおりです。

氏名	兼職先と当社との関係
六川 浩明	同氏は、(株)青山財産ネットワークス及び(株)システムソフトの社外監査役、並びにSBIモーゲージ(株)の社外取締役を兼職しております。同社と当社の間取引関係はございません。

（提出会社の企業統治において果たす機能及び役割）

社外監査役は、取締役会などの重要会議に出席し、それぞれ専門的な立場からの指導、助言及び監督をしておりますが、経営に係る判断及び業務執行全般については、当社の機関が主導で行っており、独立性は確保されております。

なお、社外監査役の高橋宏文及び六川浩明の両氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと考えられることから、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準）

当社は、社外監査役の独立性に関する基準又は方針を明確に定めてはおりませんが、選任にあたっては経歴及び資質を総合的に勘案のうえ、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

（選任状況に関する提出会社の考え方）

社外監査役を選任することにより、企業社会一般の価値観に基づいた長期的展望や業界情報等のアドバイスを得て経営に反映させると共に、経歴を通じて培われた専門的知識や経験を当社グループの経営全般に反映させるだけでなく、一層の監査機能の強化向上に繋がると考えております。

（社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係）

取締役会、監査役会等において、それぞれの経歴・経験をもとに必要に応じた意見交換を行い、適切な連携を行っております。

また、社外監査役に対しては、管理本部より重要な情報に関する報告・説明・資料の提供を行い、十分な監査機能を確保できるようサポートしております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役	74,376	74,376		4
監査役 (社外監査役を除く。)	2,700	2,700		1
社外役員	5,700	5,700		2

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬等の限度額は、平成14年12月開催の第24回定時株主総会において、年額400,000千円以内と決議をいただいております。

また、監査役の報酬等の限度額は、平成22年12月開催の第32回定時株主総会において、年額8,500千円以内と決議をいただいております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 2 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 7,064千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)高松コンストラクショングループ	1,191	1,675	企業間取引の強化

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)高松コンストラクショングループ	1,370	2,424	企業間取引の強化

八 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式					
非上場株式以外の株式		342,880		247,517	9,199

会計監査の状況

当社の会計監査は監査法人和宏事務所が実施しており、監査業務を執行した公認会計士は高木快雄氏、大嶋豊氏の2名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士5名であります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ 中間配当金

当社は、株主への利益還元を機動的に実施できるようにするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

八 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

取締役選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000		22,000	
連結子会社	18,000		18,000	
計	40,000		40,000	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案したうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)の財務諸表について、監査法人和宏事務所の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な連結財務諸表等を作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適正性の確保に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,557,679	4,245,553
受取手形及び売掛金	1,626,398	1,860,199
有価証券	7,046	16,772
たな卸資産	¹ 1,236	¹ 812
繰延税金資産	63,919	145,230
その他	512,038	211,175
貸倒引当金	84,719	22,269
流動資産合計	4,683,600	6,457,474
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	² 879,456	² 1,003,686
減価償却累計額	140,680	180,370
建物及び構築物（純額）	738,776	823,316
機械装置及び運搬具	16,372	16,372
減価償却累計額	12,956	14,370
機械装置及び運搬具（純額）	3,415	2,002
土地	² 577,503	² 577,503
リース資産	54,663	65,919
減価償却累計額	8,053	19,583
リース資産（純額）	46,609	46,336
建設仮勘定	29,950	-
その他	108,097	88,908
減価償却累計額	92,174	72,836
その他（純額）	15,922	16,071
有形固定資産合計	1,412,178	1,465,230
無形固定資産		
のれん	628,411	515,802
リース資産	8,597	9,152
その他	29,237	28,008
無形固定資産合計	666,246	552,963
投資その他の資産		
投資有価証券	688,605	1,166,416
長期貸付金	48,060	87,170
繰延税金資産	12,717	395
その他	244,677	228,258
貸倒引当金	86,255	42,352
投資その他の資産合計	907,805	1,439,888
固定資産合計	2,986,230	3,458,082
資産合計	7,669,831	9,915,557

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,133	9,425
短期借入金	² 975,331	-
1年内返済予定の長期借入金	² 850,844	² 839,560
リース債務	13,379	16,316
未払法人税等	442,473	377,644
未払費用	550,997	642,842
賞与引当金	176,867	190,412
その他	378,024	379,165
流動負債合計	3,402,051	2,455,366
固定負債		
長期借入金	² 1,509,223	² 1,648,780
リース債務	44,472	41,696
繰延税金負債	-	2,046
退職給付引当金	254,959	270,069
資産除去債務	3,204	2,126
その他	120,235	117,427
固定負債合計	1,932,094	2,082,146
負債合計	5,334,146	4,537,513
純資産の部		
株主資本		
資本金	805,147	805,147
資本剰余金	867,545	2,204,895
利益剰余金	2,262,103	3,322,668
自己株式	1,789,972	1,290,472
株主資本合計	2,144,823	5,042,237
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	46,302	45,912
その他の包括利益累計額合計	46,302	45,912
新株予約権	10,511	5,518
少数株主持分	226,652	376,199
純資産合計	2,335,685	5,378,043
負債純資産合計	7,669,831	9,915,557

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	10,982,087	12,537,592
売上原価	7,823,571	9,087,658
売上総利益	3,158,515	3,449,933
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	835,614	942,024
賞与引当金繰入額	7,605	6,737
業務委託費	207,653	205,670
貸倒引当金繰入額	32,335	16,709
その他	880,724	1,048,755
販売費及び一般管理費合計	1,963,933	2,219,896
営業利益	1,194,581	1,230,036
営業外収益		
受取利息	4,654	3,456
受取配当金	9,685	14,685
投資有価証券売却益	19,255	223,752
貸倒引当金戻入額	6,036	82,156
受取家賃	75,445	70,936
補助金収入	132,629	184,700
その他	21,289	68,750
営業外収益合計	268,996	648,438
営業外費用		
支払利息	72,358	53,190
賃貸収入原価	29,244	29,393
その他	66,059	24,748
営業外費用合計	167,661	107,333
経常利益	1,295,916	1,771,141
特別利益		
投資有価証券売却益	9,676	-
子会社株式売却益	-	263,237
その他	-	3,142
特別利益合計	9,676	266,380
特別損失		
固定資産売却損	¹ 63	-
貸倒引当金繰入額	37,151	-
減損損失	² 14,557	-
和解金	-	25,000
訴訟関連損失	-	16,746
その他	5,419	-
特別損失合計	57,191	41,746
税金等調整前当期純利益	1,248,400	1,995,775
法人税、住民税及び事業税	484,919	611,480
法人税等調整額	16,195	75,651
法人税等合計	468,724	535,829
少数株主損益調整前当期純利益	779,676	1,459,946
少数株主利益	40,987	71,406

当期純利益

738,689

1,388,540

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	779,676	1,459,946
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	40,931	5,253
その他の包括利益合計	40,931	5,253
包括利益	738,744	1,465,199
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	703,981	1,388,930
少数株主に係る包括利益	34,763	76,269

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	805,147	805,147
当期末残高	805,147	805,147
資本剰余金		
当期首残高	867,545	867,545
当期変動額		
自己株式の処分	-	1,337,350
当期変動額合計	-	1,337,350
当期末残高	867,545	2,204,895
利益剰余金		
当期首残高	1,669,909	2,262,103
当期変動額		
剰余金の配当	146,494	327,975
当期純利益	738,689	1,388,540
当期変動額合計	592,194	1,060,564
当期末残高	2,262,103	3,322,668
自己株式		
当期首残高	1,770,226	1,789,972
当期変動額		
自己株式の取得	19,745	0
自己株式の処分	-	499,500
当期変動額合計	19,745	499,500
当期末残高	1,789,972	1,290,472
株主資本合計		
当期首残高	1,572,374	2,144,823
当期変動額		
剰余金の配当	146,494	327,975
当期純利益	738,689	1,388,540
自己株式の取得	19,745	0
自己株式の処分	-	1,836,850
当期変動額合計	572,448	2,897,414
当期末残高	2,144,823	5,042,237

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	11,594	46,302
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,707	390
当期変動額合計	34,707	390
当期末残高	46,302	45,912
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,594	46,302
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,707	390
当期変動額合計	34,707	390
当期末残高	46,302	45,912
新株予約権		
当期首残高	3,142	10,511
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,368	4,992
当期変動額合計	7,368	4,992
当期末残高	10,511	5,518
少数株主持分		
当期首残高	193,321	226,652
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33,331	149,546
当期変動額合計	33,331	149,546
当期末残高	226,652	376,199
純資産合計		
当期首残高	1,757,243	2,335,685
当期変動額		
剰余金の配当	146,494	327,975
当期純利益	738,689	1,388,540
自己株式の取得	19,745	0
自己株式の処分	-	1,836,850
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,992	144,944
当期変動額合計	578,441	3,042,358
当期末残高	2,335,685	5,378,043

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,248,400	1,995,775
減価償却費	74,950	78,686
減損損失	14,557	-
のれん償却額	92,822	83,415
貸倒引当金の増減額（は減少）	49,211	106,352
賞与引当金の増減額（は減少）	54,621	13,545
役員賞与引当金の増減額（は減少）	20,000	-
退職給付引当金の増減額（は減少）	11,481	15,110
受取利息及び受取配当金	14,340	18,142
支払利息	72,358	53,190
社債償還損	15,266	-
投資有価証券売却損益（は益）	28,931	223,752
投資事業組合運用損益（は益）	11,621	11,347
子会社株式売却損益（は益）	-	263,237
売上債権の増減額（は増加）	208,223	231,986
仕入債務の増減額（は減少）	4,527	4,708
その他	33,448	167,456
小計	1,279,568	1,547,651
利息及び配当金の受取額	11,248	21,700
利息の支払額	71,606	53,355
和解金の支払額	-	25,000
訴訟関連損失の支払額	-	16,746
法人税等の還付額	2	-
法人税等の支払額	154,861	680,602
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,064,351	793,647
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5,666	40,153
投資有価証券の取得による支出	660,227	1,760,705
投資有価証券の売却による収入	155,230	1,474,331
出資金の分配による収入	22,258	132,919
関係会社株式の取得による支出	6,000	18,000
子会社株式の売却による収入	-	382,482
貸付けによる支出	61,900	99,620
貸付金の回収による収入	26,330	137,106
差入保証金の差入による支出	31,860	28,740
その他	764,161	976
投資活動によるキャッシュ・フロー	202,325	180,596

	前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	949,331	975,331
長期借入れによる収入	1,550,000	1,070,000
長期借入金の返済による支出	1,207,504	941,727
社債の償還による支出	1,255,266	-
自己株式の処分による収入	-	1,831,000
自己株式の取得による支出	19,918	0
配当金の支払額	147,335	326,182
少数株主への配当金の支払額	-	17,572
その他	21,114	44,463
財務活動によるキャッシュ・フロー	151,808	595,723
現金及び現金同等物に係る換算差額	245	2,222
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,114,622	1,572,190
現金及び現金同等物の期首残高	1,534,745	2,649,368
現金及び現金同等物の期末残高	2,649,368	4,221,558

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

(株)我喜大笑

(株)夢真メディカルサポート

(株)ユニテックソフト

(株)夢テクノロジー

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称

(株)J.M.S

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法

たな卸資産

個別法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

ただし、当社の平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率による繰入限度額のほか、滞留状況の分析に基づく回収不能見込額を計上しております。

また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められる額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

退職給付引当金

一部の連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

借入金金利

ヘッジ方針

金利スワップ取引は、借入金金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で使用しております。

ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているものについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成26年9月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年9月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示してありました「投資有価証券売却益」「貸倒引当金戻入額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より、独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた46,580千円は、「投資有価証券売却益」19,255千円、「貸倒引当金戻入額」は、6,036千円、「その他」21,289千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記してありました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産除売却損益」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産除売却損益」に表示していた5,057千円は「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記してありました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の増減額」及び「有形固定資産の売却による収入」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の増減額」に表示していた748,011千円及び「有形固定資産の売却による収入」に表示していた12千円は「その他」として組み替えております。

[次へ](#)

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
商品及び製品	585千円	221千円
貯蔵品	650千円	591千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
建物及び構築物	365,619千円	355,591千円
土地	468,630千円	468,630千円
関係会社株式	1,752,156千円	1,648,623千円
計	2,586,406千円	2,472,845千円

関係会社株式は連結財務諸表上全額相殺消去されるため、連結貸借対照表には計上されておりません。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
借入金	2,407,160千円	1,314,980千円
(うち、短期借入金)	640,500千円	
(うち、長期借入金)	1,059,980千円	833,300千円
(うち、1年以内返済予定の 長期借入金)	706,680千円	481,680千円

(連結損益計算書関係)

1 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自平成24年10月1日 至平成25年9月30日)
有形固定資産 その他	63千円	

2 減損損失

前連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途・場所	種類	減損損失(千円)
医療設備 (東京都立川市)	建物	10,237
	有形固定資産その他 (工具、器具及び備品)	4,319
合計		14,557

当社グループは、提供するサービスに応じた事業をひとつの単位として、資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、医療介護支援事業セグメントにおける医院の開業及び運営支援事業について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることと、医院の開業及び運営支援事業からの撤退の意思決定が行われていることから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能額については、対象となる資産は将来キャッシュ・フローを見積もるのが困難であり、回収可能額を算定することが難しい状況であることから、備忘価額まで切り下げる処理をしております。

当連結会計年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	39,605千円	26,594千円
組替調整額		40,557千円
税効果調整前	39,605千円	13,962千円
税効果額	1,326千円	8,709千円
その他有価証券評価差額金	40,931千円	5,253千円
その他の包括利益合計	40,931千円	5,253千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	74,573,440			74,573,440

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,891,584	140,901		16,032,485

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加	140,000株
単元未満株式の買取による増加	901株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式		2,970,000		2,970,000	3,935
	第2回新株予約権	普通株式		2,270,000		2,270,000	2,254
	第3回新株予約権	普通株式		1,840,000		1,840,000	1,179
連結子会社 (株)夢テクノ ロジー)	ストック・オプション としての新株予約権						3,142
合計							10,511

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年12月15日 定時株主総会	普通株式	58,681	1.00	平成23年9月30日	平成23年12月16日
平成24年5月16日 取締役会	普通株式	87,812	1.50	平成24年3月31日	平成24年6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年12月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	146,352	2.50	平成24年9月30日	平成24年12月19日

当連結会計年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	74,573,440			74,573,440

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,032,485	1	4,500,000	11,532,486

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

1株

新株予約権の行使による減少

4,500,000株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	2,970,000		2,000,000	970,000	1,285
	第2回新株予約権	普通株式	2,270,000			2,270,000	2,254
	第3回新株予約権	普通株式	1,840,000			1,840,000	1,179
	第4回新株予約権	普通株式		2,500,000	2,500,000		
	第5回新株予約権	普通株式		2,500,000		2,500,000	375
	第6回新株予約権	普通株式		2,500,000		2,500,000	425
合計							5,518

(変動事由の概要)

第4回、第5回及び第6回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

第1回及び第4回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年12月18日 定時株主総会	普通株式	146,352	2.50	平成24年9月30日	平成24年12月19日
平成25年4月30日 取締役会	普通株式	181,622	3.00	平成25年3月31日	平成25年5月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,071,696	17.00	平成25年9月30日	平成25年12月20日

[次へ](#)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金	2,557,679千円	4,245,553千円
預入期間が3か月を超える定期預金	40,764千円	40,770千円
有価証券	7,046千円	16,772千円
流動資産の「その他」のうち預け金	125,406千円	3千円
現金及び現金同等物	2,649,368千円	4,221,558千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、建築技術者派遣事業における本社のネットワーク環境整備(工具、器具及び備品)、及び医療介護支援事業におけるデイスサービス施設の設備(建物及び構築物)であります。

無形固定資産

主として、建築技術者派遣事業における勤怠管理システム(ソフトウェア)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 その他(工具、器具及び備品)	10,099	9,594	504

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成25年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 その他(工具、器具及び備品)	10,099	10,099	-

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
1年内	534	-
1年超	-	-
合計	534	-

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
支払リース料	2,144	536
減価償却費相当額	2,019	534
支払利息相当額	38	2

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に人材派遣事業、子育て支援事業及び医療介護支援事業を行うための投資及び運転資金等の資金需要に対し、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、従業員、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、施工図面作図委託に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクがあります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資や運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して、支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、財務経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、取引相手ごとに債権の発生から消滅に至るまでの管理、未回収の場合の保全措置等を行って、リスク低減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社及び一部の連結子会社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価や市況、発行体(主として取引先企業)の財務状態等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の2か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの(注2)をご参照ください。)及び重要性が乏しいものは次表には含めておりません。

前連結会計年度(平成24年9月30日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,557,679	2,557,679	
(2) 受取手形及び売掛金	1,626,398		
貸倒引当金(*1)	11,761		
	1,614,637	1,614,637	
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	467,351	467,351	
(4) 長期貸付金	48,060	48,060	
資産計	4,687,727	4,687,727	
(5) 買掛金	14,133	14,133	
(6) 短期借入金	975,331	975,331	
(7) 長期借入金(*2)	2,360,067	2,359,739	327
(8) リース債務(*3)	57,851	55,080	2,771
負債計	3,407,383	3,404,285	3,098
(9) デリバティブ取引			

(*1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

当連結会計年度(平成25年9月30日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,245,553	4,245,553	
(2) 受取手形及び売掛金	1,860,199		
貸倒引当金(*1)	6,630		
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,853,569	1,853,569	
その他有価証券	735,676	735,676	
(4) 長期貸付金	87,170	87,170	
資産計	6,921,969	6,921,969	
(5) 買掛金	9,425	9,425	
(6) 長期借入金(*2)	2,488,340	2,492,891	4,551
(7) リース債務(*3)	58,012	56,393	1,619
負債計	2,555,778	2,558,710	2,932
(8) デリバティブ取引			

(*1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、市場価格を有する株式は、取引所の価格によっております。また投資信託については、基準価格によっております。

(4) 長期貸付金

元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(5) 買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金、並びに(7) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、当該借入金又はリース債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象となっており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
非上場株式	4,640	4,640
関係会社株式		18,000
その他出資金	223,661	424,872

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年9月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,557,679			
受取手形及び売掛金	1,626,398			
長期貸付金		48,060		
合計	4,184,077	48,060		

当連結会計年度(平成25年9月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,245,553			
受取手形及び売掛金	1,853,569			
長期貸付金		87,170		
合計	6,099,123	87,170		

(注4) 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成24年9月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	975,331				
長期借入金	850,844	580,844	497,464	414,164	16,751
リース債務	13,379	13,379	13,313	11,342	6,435
合計	1,839,554	594,223	510,777	425,506	23,186

当連結会計年度(平成25年9月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	839,560	756,180	662,600	155,000	75,000
リース債務	16,316	16,250	14,279	9,372	1,792
合計	855,876	772,430	676,879	164,372	76,792

[前へ](#)[次へ](#)

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成24年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	71,483	69,121	2,361
債券			
その他			
小計	71,483	69,121	2,361
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	326,085	367,943	41,858
債券			
その他	69,782	88,475	18,693
小計	395,867	456,419	60,551
合計	467,351	525,541	58,190

(注) 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度(平成25年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	287,424	255,101	32,323
債券			
その他	68,641	64,549	4,091
小計	356,066	319,651	36,415
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	240,807	305,420	64,613
債券			
その他	138,802	164,663	25,860
小計	379,610	470,084	90,474
合計	735,676	789,735	54,059

(注) 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式 債券 その他	205,186	19,255	
合計	205,186	19,255	

当連結会計年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式 債券 その他	1,395,210	223,752	
合計	1,395,210	223,752	

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち1年超(千円)	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	680,000	510,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち1年超(千円)	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	735,000	515,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また一部の連結子会社においては、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
退職給付債務(千円)	243,983	265,634
未認識数理計算上の差異(千円)	10,976	4,435
退職給付引当金(+)(千円)	254,959	270,069

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
確定拠出年金掛け金(千円)	14,775	23,847
勤務費用(千円)	40,487	33,657
利息費用(千円)	1,743	1,463
数理計算上の差異の費用処理額(千円)	8,879	4,050
退職給付費用(+ + +)(千円)	65,886	54,918

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

割引率

前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
0.6%	0.6%

数理計算上の差異の処理年数

5年

(発生の翌連結会計年度から、定率法により費用処理することとしております。)

(ストック・オプション等関係)

一部の連結子会社(株夢テクノロジー)においてストック・オプション制度を採用しております。

1 権利不確定による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益		3,142千円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成23年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	同社取締役 4名 同社従業員 1名
ストック・オプション数(注)	普通株式 2,500株
付与日	平成23年8月30日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、以下の(a)又は(b)に掲げる条件を満たした場合のみ、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 同社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成24年9月期及び平成25年9月期の損益計算書における営業利益の金額がいずれも400百万円を超過すること。</p> <p>(b) 同社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年9月期及び平成26年9月期の損益計算書における営業利益の金額がいずれも400百万円を超過すること。</p> <p>なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における同社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に50%を乗した価格を下回った場合、当該下回った日以降、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者は、本新株予約権の割当後、同社又は同社の関係会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。</p>
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで。
権利行使期間	自 平成27年1月1日 至 平成29年8月31日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 平成23年ストック・オプションは平成25年9月30日に権利不確定により失効しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成23年 ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	2,500
付与	
失効	2,500
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成23年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	23,500
行使時平均株価 (円)	
公正な評価単価(付与日) (円)	1,257

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成23年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シュミレーション
主な基礎数値及び見積方法

	平成23年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	73.42%
満期までの期間 (注) 2	6年
配当率 (注) 3	0.00%
無リスク利率 (注) 4	0.516%

- (注) 1 満期までの期間(6.04年間)に応じた直近の期間の株価実績に基づき算定しております。
2 割当日(平成23年8月30日)から満期日(平成29年8月31日)まで
3 平成22年9月期の配当実績によっております。
4 満期までの期間に対応した償還年月日(平成29年9月20日)の長期国債288の流通利回りであります。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	30,926千円	34,927千円
貸倒引当金	20,956千円	4,714千円
賞与引当金	67,084千円	72,381千円
退職給付引当金	90,867千円	96,263千円
その他有価証券評価差額金	21,082千円	18,908千円
繰越欠損金	363,287千円	246,634千円
その他	61,499千円	28,409千円
小計	655,705千円	502,238千円
評価性引当額	579,068千円	354,817千円
繰延税金資産合計	76,637千円	147,420千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	千円	2,801千円
その他	千円	1,039千円
繰延税金負債合計	千円	3,841千円
繰延税金資産純額	76,637千円	143,579千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 "	0.2 "
留保金課税	0.4 "	"
のれん償却額	2.7 "	1.6 "
評価性引当額の増減	6.5 "	11.9 "
法人税額の特別控除等	"	1.9 "
住民税均等割	0.0 "	0.8 "
その他	0.0 "	0.0 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5%	26.8%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、東京都その他の地域において、賃貸住宅(土地を含む。)を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は46,201千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は41,542千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び期中における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	1,113,321	1,098,378
	期中増減額	14,943	14,943
	期末残高	1,098,378	1,083,434
期末時価		778,100	812,800

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2 前連結会計年度及び当連結会計年度の減少額は、減価償却費によるものであります。
3 時価の算定方法
社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額であります。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、人材派遣事業、子育て支援事業及び医療介護支援事業を主な事業として取り組んでおり、それぞれ連結グループ各社が独立した経営単位として、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは事業別のセグメントから構成されており、事業活動の内容等、適切な情報を提供するため、サービス等の要素が概ね類似する事業セグメントを集約し「建築技術者派遣事業」、「エンジニア派遣事業」、「子育て支援事業」及び「医療介護支援事業」の4つを報告セグメントとしております。

「建築技術者派遣事業」は、施工管理者及び建築系技術者の派遣、施工図面の作成及び販売を行っております。

「エンジニア派遣事業」は、エンジニアの派遣、ソフトウェアの受託開発を行っております。

「子育て支援事業」は、保育所の運営、幼稚園教諭及び保育士の派遣、一般事務スタッフの派遣を行っております。

「医療介護支援事業」は、デイサービスの運営を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	建築技術者派遣事業	エンジニア派遣事業	子育て支援事業	医療介護支援事業	計	
売上高						
外部顧客への売上高	6,472,148	4,109,036	270,663	130,238	10,982,087	10,982,087
セグメント間の内部売上高又は振替高						
計	6,472,148	4,109,036	270,663	130,238	10,982,087	10,982,087
セグメント利益又は損失()	1,171,568	242,957	41,245	16,107	1,439,664	1,439,664
その他の項目						
減価償却費	27,358	19,340	13,760	14,490	74,950	74,950
のれんの償却額	9,972				9,972	9,972
受取利息及び受取配当金		4,634	7	611	5,253	5,253
支払利息		4,769	2,391	1,618	8,779	8,779

(注) 1 事業セグメントに資産及び負債を配分していないため、セグメント資産及びセグメント負債の記載は行っておりません。

2 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	建築技術者 派遣事業	エンジニア 派遣事業	子育て 支援事業	医療介護 支援事業	計	
売上高						
外部顧客への売上高	8,163,231	3,911,153	250,639	212,567	12,537,592	12,537,592
セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	8,163,231	3,911,153	250,639	212,567	12,537,592	12,537,592
セグメント利益 又は損失()	1,231,267	302,365	78,761	2,389	1,610,005	1,610,005
その他の項目						
減価償却費	35,652	17,196	11,923	13,914	78,686	78,686
受取利息及び受取配当金		251	14	5	271	271
支払利息		6,130	1,721	4,113	11,965	11,965

(注) 1. 事業セグメントに資産及び負債を配分していないため、セグメント資産及びセグメント負債の記載は行って
おりません。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,439,664	1,610,005
のれんの償却額	82,850	83,415
全社損益(注)	60,897	244,552
連結財務諸表の経常利益	1,295,916	1,771,141

(注) 全社損益は、主として報告セグメントに帰属しない財務関連の損益であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	74,950	78,686			74,950	78,686
のれんの償却額	9,972		82,850	83,415	92,822	83,415
受取利息及び受取配当金	5,253	271	9,086	17,870	14,340	18,142
支払利息	8,779	11,965	63,578	41,225	72,358	53,190

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					全社	合計
	建築技術者 派遣事業	エンジニア 派遣事業	子育て 支援事業	医療介護 支援事業	計		
減損損失				14,557	14,557		14,557

当連結会計年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額	合計
	建築技術者 派遣事業	エンジニア 派遣事業	子育て 支援事業	医療介護 支援事業	計		
当期末残高						628,411	628,411

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額	合計
	建築技術者 派遣事業	エンジニア 派遣事業	子育て 支援事業	医療介護 支援事業	計		
当期末残高						515,802	515,802

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	株J.M.S	東京都新宿区	53,000	人材派遣業	所有 直接33.96	役員の兼任 資金の援助	増資の引受 (注)	18,000		

(注) 当社が、株J.M.Sの行った第三者割当増資を1株につき50,000円で引き受けたものであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	矢島 英一			当社取締役	(被所有) 直接 0.27	資金の貸付	資金の貸付	1,500	長期貸付金	1,500
							資金の貸付利息	274	その他流動資産	377
									その他流動資産	10,000
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈲佐藤総合企画	東京都千代田区	3,000	投資業等	(被所有) 直接15.96	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付		その他流動資産	50,000
							資金の貸付利息	1,303	その他流動資産	2,973

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当連結会計年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	
1株当たり純資産額	35.85円	1株当たり純資産額	79.26円
1株当たり当期純利益金額	12.62円	1株当たり当期純利益金額	22.71円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	22.18円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	738,689	1,388,540
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	738,689	1,388,540
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,553	61,141
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))		
普通株式増加数(千株)		1,472
(うち転換社債型新株予約権付社債(千株))		
(うち新株予約権(千株))		(1,472)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 平成24年6月28日 取締役会決議 普通株式 2,970千株 新株予約権の数 2,970個 第2回新株予約権 平成24年6月28日 取締役会決議 普通株式 2,270千株 新株予約権の数 2,270個 第3回新株予約権 平成24年6月28日 取締役会決議 普通株式 1,840千株 新株予約権の数 1,840個	第5回新株予約権 平成24年2月28日 取締役会決議 普通株式 2,500千株 新株予約権の数 2,500千個 第6回新株予約権 平成25年2月28日 取締役会決議 普通株式 2,500千株 新株予約権の数 2,500千個

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成24年9月30日)	当連結会計年度末 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,335,685	5,378,043
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	237,164	381,718
(うち新株予約権(千円))	(10,511)	(5,518)
(うち少数株主持分(千円))	(226,652)	(376,199)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,098,521	4,996,325
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	58,540	63,040

(重要な後発事象)

ストックオプションとしての新株予約権の発行

当社は、平成25年10月22日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役員(代表取締役を除く)及び従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。

その概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(9)ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	975,331			
1年以内に返済予定の長期借入金	850,844	839,560	1.69	
1年以内に返済予定のリース債務	13,379	16,316		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,509,223	1,648,780	1.61	平成26年10月1日～平成30年6月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	44,472	41,696		平成26年10月1日～平成30年7月27日
その他有利子負債				
合計	3,393,249	2,546,352		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	756,180	662,600	155,000	75,000
リース債務	16,250	14,279	9,372	1,792

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,005,592	6,132,678	9,162,058	12,537,592
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	476,906	927,009	1,194,698	1,995,775
四半期(当期)純利益 金額 (千円)	310,937	583,951	766,358	1,388,540
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	5.27	9.79	12.67	22.71

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純 利益金額 (円)	5.27	4.53	2.93	9.87

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,296,158	2,246,345
受取手形	430	-
売掛金	1,065,906	1,305,459
有価証券	7,046	16,772
たな卸資産	¹ 1,212	¹ 792
前払費用	81,318	90,177
繰延税金資産	63,919	60,523
未収入金	4,578	³ 273,204
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	30,000	145,000
その他	140,278	55,954
貸倒引当金	84,283	21,956
流動資産合計	2,606,565	4,172,273
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 734,102	² 764,542
減価償却累計額	104,727	126,635
建物(純額)	629,374	637,907
構築物	316	316
減価償却累計額	150	164
構築物(純額)	165	151
車両運搬具	10,972	10,972
減価償却累計額	10,470	10,972
車両運搬具(純額)	501	0
工具、器具及び備品	23,099	24,093
減価償却累計額	14,546	18,219
工具、器具及び備品(純額)	8,553	5,874
土地	² 577,503	² 577,503
リース資産	30,273	33,783
減価償却累計額	3,304	9,827
リース資産(純額)	26,968	23,956
有形固定資産合計	1,243,067	1,245,393
無形固定資産		
ソフトウェア	1,017	1,265
リース資産	8,597	9,152
その他	700	11,050
無形固定資産合計	10,315	21,468
投資その他の資産		
投資有価証券	244,752	701,704
関係会社株式	² 2,029,156	² 1,945,654
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	48,060	45,170
関係会社長期貸付金	145,000	252,000

破産更生債権等	36,629	39,423
繰延税金資産	12,717	1,150
その他	96,272	107,301
貸倒引当金	48,449	41,698
投資その他の資産合計	2,564,139	3,050,704
固定資産合計	3,817,522	4,317,566
資産合計	6,424,088	8,489,840

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,404	7,035
短期借入金	² 973,331	-
1年内返済予定の長期借入金	² 806,680	² 756,280
リース債務	8,257	9,568
未払金	55,799	81,779
未払費用	273,159	395,979
未払法人税等	422,900	330,100
未払消費税等	73,764	98,870
前受金	15,944	17,754
預り金	33,068	42,321
賞与引当金	60,206	66,558
その他	519	1,416
流動負債合計	2,734,036	1,807,664
固定負債		
長期借入金	² 1,364,980	² 1,448,700
リース債務	29,086	25,196
その他	29,128	45,708
固定負債合計	1,423,194	1,519,604
負債合計	4,157,230	3,327,269
純資産の部		
株主資本		
資本金	805,147	805,147
資本剰余金		
資本準備金	867,545	867,545
その他資本剰余金	-	1,337,350
資本剰余金合計	867,545	2,204,895
利益剰余金		
利益準備金	13,478	13,478
その他利益剰余金		
別途積立金	100,000	100,000
繰越利益剰余金	2,275,259	3,326,019
利益剰余金合計	2,388,738	3,439,497
自己株式	1,789,972	1,290,472
株主資本合計	2,271,457	5,159,067
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,969	2,015
評価・換算差額等合計	11,969	2,015
新株予約権	7,368	5,518
純資産合計	2,266,857	5,162,570
負債純資産合計	6,424,088	8,489,840

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	6,472,148	8,163,231
売上原価	4,266,850	5,576,828
売上総利益	2,205,297	2,586,403
販売費及び一般管理費		
役員報酬	74,008	82,776
給料及び手当	471,097	647,192
賞与引当金繰入額	4,185	3,359
法定福利費	67,966	94,815
採用費	31,895	113,568
地代家賃	78,916	95,733
業務委託費	145,440	151,387
貸倒引当金繰入額	31,615	16,709
減価償却費	12,226	20,551
その他	167,794	242,406
販売費及び一般管理費合計	1,085,146	1,468,499
営業利益	1,120,150	1,117,903
営業外収益		
受取利息	8,529	11,140
受取配当金	6,829	377,928
投資有価証券売却益	-	93,312
貸倒引当金戻入額	2,043	68,167
受取家賃	75,445	70,936
その他	23,762	55,716
営業外収益合計	116,610	677,201
営業外費用		
支払利息	69,543	49,180
社債利息	307	-
賃貸収入原価	29,244	29,393
社債償還損	15,266	-
その他	32,764	17,546
営業外費用合計	147,126	96,121
経常利益	1,089,634	1,698,983
特別利益		
投資有価証券売却益	9,676	-
子会社株式売却益	-	281,778
特別利益合計	9,676	281,778
特別損失		
和解金	-	25,000
訴訟関連損失	-	6,207
その他	1,177	606
特別損失合計	1,177	31,814
税引前当期純利益	1,098,132	1,948,948
法人税、住民税及び事業税	468,516	560,762
法人税等調整額	16,195	9,450
法人税等合計	452,321	570,213

当期純利益

645,811

1,378,734

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)		当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	4,128,857	96.8	5,388,585	96.6
外注費		68,140	1.6	84,873	1.5
経費		70,103	1.6	103,019	1.9
当期総費用		4,267,101	100.0	5,576,478	100.0
製品期首たな卸高		320		570	
合計		4,267,421		5,577,049	
製品期末たな卸高		570		221	
当期売上原価		4,266,850		5,576,828	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
退職給付費用	12,943	19,593
支払家賃	22,956	37,624

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、部門別の実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	805,147	805,147
当期末残高	805,147	805,147
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	867,545	867,545
当期末残高	867,545	867,545
その他資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の処分	-	1,337,350
当期変動額合計	-	1,337,350
当期末残高	-	1,337,350
資本剰余金合計		
当期首残高	867,545	867,545
当期変動額		
自己株式の処分	-	1,337,350
当期変動額合計	-	1,337,350
当期末残高	867,545	2,204,895
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	13,478	13,478
当期末残高	13,478	13,478
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,775,942	2,275,259
当期変動額		
剰余金の配当	146,494	327,975
当期純利益	645,811	1,378,734
当期変動額合計	499,316	1,050,759
当期末残高	2,275,259	3,326,019
利益剰余金合計		
当期首残高	1,889,421	2,388,738
当期変動額		
剰余金の配当	146,494	327,975
当期純利益	645,811	1,378,734
当期変動額合計	499,316	1,050,759
当期末残高	2,388,738	3,439,497
自己株式		
当期首残高	1,770,226	1,789,972
当期変動額		
自己株式の取得	19,745	0
自己株式の処分	-	499,500

当期変動額合計	19,745	499,500
当期末残高	1,789,972	1,290,472

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本合計		
当期首残高	1,791,887	2,271,457
当期変動額		
剰余金の配当	146,494	327,975
当期純利益	645,811	1,378,734
自己株式の取得	19,745	0
自己株式の処分	-	1,836,850
当期変動額合計	479,570	2,887,609
当期末残高	2,271,457	5,159,067
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	11,594	11,969
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	374	9,954
当期変動額合計	374	9,954
当期末残高	11,969	2,015
評価・換算差額等合計		
当期首残高	11,594	11,969
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	374	9,954
当期変動額合計	374	9,954
当期末残高	11,969	2,015
新株予約権		
当期首残高	-	7,368
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,368	1,850
当期変動額合計	7,368	1,850
当期末残高	7,368	5,518
純資産合計		
当期首残高	1,780,292	2,266,857
当期変動額		
剰余金の配当	146,494	327,975
当期純利益	645,811	1,378,734
自己株式の取得	19,745	0
自己株式の処分	-	1,836,850
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,994	8,104
当期変動額合計	486,565	2,895,713
当期末残高	2,266,857	5,162,570

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～47年

器具及び備品 2～10年

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率による繰入限度額のほか、滞留状況の分析に基づく回収不能見込額を計上しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められる額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

借入金金利

ヘッジ方針

金利スワップ取引は、借入金金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。

ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているものについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」、「1年内回収予定の関係会社長期貸付金」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「その他」に表示していた71,287千円は、「未収入金」4,578千円、「1年内回収予定の関係会社長期貸付金」30,000千円、「その他」36,708千円として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました流動資産の「株主、役員又は従業員に対する短期債権」(当事業年度は26,260千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「株主、役員又は従業員に対する短期債権」に表示していた103,570千円は、「その他」として組み替えております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「採用費」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5を超えたため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、販売費及び一般管理費の「その他」に表示していた199,690千円は、「採用費」31,895千円、「その他」167,794千円として組み替えております。

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することといたしました。また、前事業年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「業務受託手数料」(当事業年度は、11,490千円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「業務受託手数料」に表示していた13,528千円および「その他」に表示していた12,277千円は、「貸倒引当金戻入額」2,043千円、「その他」23,762千円として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました特別損失の「固定資産除却損」(当事業年度は、606千円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、特別損失の「固定資産除却損」に表示していた1,177千円は、「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
製品	570千円	221千円
貯蔵品	642千円	571千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
建物	365,619千円	355,591千円
土地	468,630千円	468,630千円
関係会社株式	1,752,156千円	1,648,623千円
計	2,586,406千円	2,472,845千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
借入金	2,407,160千円	1,314,980千円
(うち、短期借入金)	640,500千円	
(うち、長期借入金)	1,059,980千円	833,300千円
(うち、1年以内返済予定の長期借入金)	706,680千円	481,680千円

3 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する資産及び負債には、区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
未収入金		273,204千円

4 偶発債務

子会社のリース債務、割賦購入債務及び金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
株式会社我喜大笑	5,872千円	株式会社我喜大笑 62,901千円
株式会社夢真メディカルサポート	131,544千円	株式会社夢真メディカルサポート 139,219千円
株式会社夢テクノロジー	170,000千円	株式会社ユニテックソフト 1,602千円
		株式会社夢テクノロジー 225,000千円

(損益計算書関係)

1 営業外収益に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
受取配当金		369,872千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,891,584	140,901		16,032,485

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加	140,000株
単元未満株式の買取による増加	901株

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	16,032,485	1	4,500,000	11,532,486

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	1株
新株予約権の行使による減少	4,500,000株

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として本社のネットワーク環境整備(工具、器具及び備品)であります。

無形固定資産

主として本社の勤怠管理システム(ソフトウェア)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成24年9月30日)

区 分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 子会社株式	1,752,156	1,353,835	398,321
(2) 関連会社株式			
合 計	1,752,156	1,353,835	398,321

当事業年度(平成25年9月30日)

区 分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 子会社株式	1,650,654	5,851,119	4,200,464
(2) 関連会社株式			
合 計	1,650,654	5,851,119	4,200,464

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区 分	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
(1) 子会社株式	277,000	277,000
(2) 関連会社株式		18,000
合 計	277,000	295,000

上記については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	29,801千円	29,983千円
貸倒引当金	6,587千円	4,467千円
賞与引当金	22,884千円	25,298千円
投資有価証券評価損	10,063千円	10,063千円
その他有価証券評価差額金	6,628千円	1,871千円
その他	20,036千円	9,497千円
小計	96,001千円	81,182千円
評価性引当額	19,363千円	17,713千円
繰延税金資産 合計	76,637千円	63,468千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	千円	755千円
その他	千円	1,039千円
繰延税金負債 合計	千円	1,794千円
繰延税金資産 純額	76,637千円	61,674千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
法定実効税率		38.0 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.2 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		7.1 "
法人税額の特別控除等		1.9 "
その他		0.1 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率		29.3 %

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

[次へ](#)

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)	当事業年度 (自平成24年10月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	38.60円	81.80円
1株当たり当期純利益金額	11.03円	22.55円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		22.02円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)	当事業年度 (自平成24年10月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	645,811	1,378,734
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	645,811	1,378,734
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,553	61,141
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))		
普通株式増加数(千株)		1,472
(うち転換社債型新株予約権付社債(千株))		
(うち新株予約権)(千株)		(1,472)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 平成24年6月28日 取締役会決議 普通株式 2,970千株 新株予約権の数 2,970個 第2回新株予約権 平成24年6月28日 取締役会決議 普通株式 2,270千株 新株予約権の数 2,270個 第3回新株予約権 平成24年6月28日 取締役会決議 普通株式 1,840千株	第5回新株予約権 平成25年2月28日 取締役会決議 普通株式 2,500千株 新株予約権の数 2,500千個 第6回新株予約権 平成25年2月28日 取締役会決議 普通株式 2,500千株 新株予約権の数 2,500千個

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,266,857	5,162,570
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	7,368	5,518
(うち新株予約権(千円))	(7,368)	(5,518)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,259,488	5,157,052
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	58,540	63,040

(重要な後発事象)

ストックオプションとしての新株予約権の発行

当社は、平成25年10月22日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役員(代表取締役を除く)及び従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。

その概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(9)ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他 有価証券	(株)アルデプロ	750,000
		(株)小僧寿し	289,400
		(株)ワークショップリゾート	200
		(株)高松コンストラクシヨングループ	1,370
計		1,040,970	349,944

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他 有価証券	証券投資信託の受益証券	2,126
		米ドル建て証券投資信託の受益証券	171,389
投資有価証券	その他 有価証券	G Sバンクキャピタル証券ファンド	29,041
		W Aハイインカム社債F	32,684
		ジャパン・ロジスティクス・ プロパティ・トラスト	5,000
		Bayview日本株式ロングショートファン ドF	46,494,328
		投資事業有限責任組合DRC	10
		Daiwa Corporate Investment Vietnam Fund L.P.	5
		タキオン野心満々G P 投資事業有限責任組合	100
		NIF-PAMA企業支援ファンドA号 投資事業有限責任組合	10
		ウェル技術ベンチャー 投資事業有限責任組合	1
		Fujiyama1号匿名組合	92,042,671
計			368,532

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	734,102	31,591	1,150	764,542	126,635	22,451	637,907
構築物	316			316	164	14	151
車両運搬具	10,972			10,972	10,972	501	0
工具、器具及び備品	23,099	994		24,093	18,219	3,673	5,874
土地	577,503			577,503	-	-	577,503
リース資産	30,273	3,510		33,783	9,827	6,522	23,956
有形固定資産計	1,376,266	36,096	1,150	1,411,212	165,819	33,163	1,245,393
無形固定資産							
ソフトウェア	3,412	563		3,975	2,709	314	1,265
リース資産	9,049	2,729		11,779	2,626	2,173	9,152
その他	700	10,349		11,050			11,050
無形固定資産計	13,162	13,642		26,804	5,335	2,488	21,468
長期前払費用							
繰延資産							

(注) 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	仙台採用サテライト開設に係る、内装設備工事実施等による増加	12,672千円
	横浜採用サテライト開設に係る、内装設備工事実施等による増加	9,720千円
	名古屋採用サテライト開設に係る、内装設備工事実施等による増加	6,878千円
リース資産(有形)	ワークフローシステム機器のリースによる資産の増加	3,510千円
リース資産(無形)	ワークフローシステムソフトウェアのリースによる資産の増加	2,729千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	132,733	41,334	17,620	92,792	63,655
賞与引当金	60,206	66,558	60,206		66,558

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び債権の回収等によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分		金額(千円)
現金		240
預金	当座預金	89,211
	普通預金	2,098,213
	別段預金	336
	郵便貯金	7,505
	定期預金	50,838
計		2,246,105
合計		2,246,345

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東急建設株	91,820
大和ハウス工業株	54,140
大成建設株	46,452
富士電機株	33,458
株竹中工務店	30,223
その他	1,049,364
合計	1,305,459

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

売掛金	金額(千円)
当期首残高 (A)	1,065,906
当期売上高 (B)	8,571,393
当期回収高 (C)	8,331,839
当期末残高 (D)	1,305,459
回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100\%$	86.5
滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$	50.5

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

製品

区分	金額(千円)
施工図面	221
合計	221

貯蔵品

区分	金額(千円)
切手	160
収入印紙	411
合計	571

関係会社株式

銘柄	金額(千円)
(株)夢テクノロジー	1,650,654
(株)夢真メディカルサポート	130,000
(株)我喜大笑	110,000
(株)ユニテックソフト	37,000
(株)J.M.S	18,000
合計	1,945,654

買掛金

相手先	金額(千円)
HUNG PHAT CONSTRUCTION DESIGN AND TRADING CO.,LTD	3,558
大連永星電腦設計有限公司	1,783
上海興邦建築技術有限公司	1,028
その他	664
合計	7,035

1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)みずほ銀行	185,000
(株)東京スター銀行	166,680
(株)りそな銀行	125,000
(株)三井住友銀行	99,600
(株)三菱東京UFJ銀行	55,000
三井住友信託銀行(株)	40,000
(株)商工組合中央金庫	40,000
(株)新生銀行	35,000
(株)きらやか銀行	10,000
合計	756,280

長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)みずほ銀行	445,000
(株)りそな銀行	295,000
(株)三井住友銀行	200,400
(株)三菱東京UFJ銀行	140,000
(株)商工組合中央金庫	115,000
(株)東京スター銀行	83,300
三井住友信託銀行(株)	80,000
(株)新生銀行	70,000
(株)きらやか銀行	20,000
合計	1,448,700

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他をやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.yumeshin.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第34期(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年12月18日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年12月18日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第35期第1四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月14日関東財務局長に提出。

第35期第2四半期(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年5月15日関東財務局長に提出。

第35期第3四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく
臨時報告書

平成24年12月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(有価証券の募集又は売出し)の規定に基づく臨時報
告書

平成25年10月23日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による新株予約権証券の発行 平成25年2月28日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年12月13日

株式会社夢真ホールディングス

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	高	木	快	雄
代表社員 業務執行社員	公認会計士	大	嶋	豊	

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢真ホールディングスの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社夢真ホールディングス及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年10月22日開催の取締役会において、新株予約権を発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社夢真ホールディングスの平成25年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社夢真ホールディングスが平成25年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月13日

株式会社夢真ホールディングス

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 快 雄

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 嶋 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢真ホールディングスの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社夢真ホールディングスの平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年10月22日開催の取締役会において、新株予約権を発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。